

## 第 3 分 科 会 (No. 5)

1 日 時 令和 6 年 3 月 1 3 日 (水)  
午前 1 0 時 0 0 分 開会  
午後 0 時 0 0 分 休憩  
午後 1 時 0 0 分 再開  
午後 2 時 0 4 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

### 3 出席委員 (1 8 人)

主 査	森 本 由 美	副 主 査	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	中 島 慎 一
委 員	渡 辺 均	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	富 士 川 厚 子
委 員	本 田 忠 弘	委 員	河 田 圭 一 郎
委 員	浜 口 恒 博	委 員	泉 日 出 夫
委 員	出 口 成 信	委 員	山 内 涼 成
委 員	松 尾 和 也	委 員	三 原 朝 利
(委 員 長	森 結 実 子	副 委 員 長	荒 川 徹)

### 4 欠席委員 (0 人)

### 5 出席説明員

建築都市局長	上 村 周 二	総 務 部 長	倉 知 宏
計 画 部 長	南 孝 昌	都 市 計 画 課 長	中 原 康 裕
都 市 交 通 政 策 課 長	平 野 研	都 市 計 画 道 路 担 当 課 長	池 田 秀 昭
指 導 部 長	有 吉 正 昭	建 築 審 査 課 長	用 松 雅 幸
都 市 再 生 推 進 部 長	小 野 勝 也	都 市 再 生 企 画 課 長	正 野 睦 朗
プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 課 長	一 瀬 修 志	空 き 家 活 用 推 進 課 長	秋 山 英 雄
住 宅 部 長	今 崎 頼 子	住 宅 計 画 課 長	石 原 賢 一
住 宅 管 理 課 長	篠 原 弘 志	住 宅 保 全 ・ 活 用 担 当 課 長	村 上 安 伸

住宅整備課長 崎 田 禎 之 建築部長 山 内 清 次  
 建築支援課長 藤 尾 直 彦 交通局長 福 本 啓 二  
 交通局次長 白 石 基 経営改善推進担当課長 實 藤 一  
 外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長 中 島 智 幸 議事係長 福 留 圭 一

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第1号 令和6年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第6号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算のうち所管分	
3	議案第7号 令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算	
4	議案第10号 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算	
5	議案第11号 令和6年度北九州市土地取得特別会計予算のうち所管分	
6	議案第12号 令和6年度北九州市駐車場特別会計予算	
7	議案第24号 令和6年度北九州市交通事業会計予算	
8	議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正についてのうち所管分	
9	議案第45号 北九州市営住宅条例の一部改正について	

## 8 会議の経過

○主査（森本由美君）開会いたします。

本日は、建築都市局及び交通局関係議案の審査を行います。

議案第1号のうち所管分、6号のうち所管分、7号、10号、11号のうち所管分、12号、24号、32号のうち所管分及び45号の以上9件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。建築都市局長。

**○建築都市局長** 建築都市局でございます。委員の皆様方には、日頃から建築都市行政につきまして多大な御支援、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日審議していただきます建築都市局所管の議案につきましては、令和6年度当初予算議案6議案、それから条例議案の2議案の計8議案でございます。

令和6年度、建築都市局といたしましては、社会経済情勢の変化や市民のニーズ、企業のニーズに的確に対応し、民間投資による町の活力の創出や資産価値の向上、それから、市民が豊かさを感じる誇れるまちづくりを推進するための事業を行ってまいりますので、引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、引き続き総務部長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**○主査（森本由美君）** 総務部長。

**○総務部長** それでは、建築都市局所管の議案について御説明いたします。金額は万円単位とさせていただきます。

最初に、議案第1号、令和6年度北九州市一般会計予算についてのうち建築都市局所管分について、令和6年度一般会計予算に関する説明書により、主な歳入歳出予算を御説明いたします。

まず、歳入予算です。

33ページをお願いいたします。

一番上の段、17款1項10目建築行政使用料は58億8,685万円で、市営住宅使用料や市営住宅駐車場使用料などです。

56ページをお願いいたします。

下の段、18款2項8目土木費国庫補助金52億5,482万円のうち、所管分は3億8,376万円で、折尾地区の街路事業などに係る国庫補助金です。

58ページをお願いいたします。

下の段、18款2項10目建築行政費国庫補助金は17億9,221万円で、市営住宅の建設や外壁等の長寿命化、維持管理などに係る国庫補助金です。

以上、御説明した歳入のほか、事業の財源に充てられる市債などを含めた建築都市局所管の歳入予算の総額は129億9,557万円です。

続いて、歳出予算です。

203ページをお願いいたします。

下の段、9款2項2目宅地造成対策費は5,112万円で、令和7年度から運用開始される盛土規制法の対象区域の指定や既存盛土の安全性把握に向けた現地調査などに要する経費です。

210ページをお願いします。

上の段、9款5項1目都市計画総務費は9億2,147万円で、都市計画の一般事務及び各種調査等に要する経費です。

そのうち、一番右の説明欄の丸項目、上から6番目のまちなか居住移転支援事業経費では、人口、経済の町なかへの集積を促進するため、区域区分見直しによる市街化調整区域への編入区域等から町なかへの移転支援などを実施します。

その1つ下の丸項目、環境首都総合交通戦略推進経費では、生活交通を確保するため、おでかけ交通の運行や小型バスの運行による路線維持を行うとともに、持続可能な公共交通を実現するため、デジタル技術やユニバーサルデザインタクシーの導入を支援することで、働きやすい環境と利用しやすい環境の構築を進めます。

その3つ下の丸項目、豊かで居心地のよいまちづくり事業経費では、エリアの価値を高め、居心地のよい都市空間を創出するため、小倉、黒崎を中心に官民連携での社会実験を行いながら、高質でにぎわいのある都市デザインを策定するとともに、新たな民間開発の誘導策についても検討します。

その1つ下の丸項目、紫川ナイトスペクタクル事業経費では、インバウンド等の来街者によるナイトタイムエコノミーの創出と市民の暮らしの質の向上を図るため、紫川周辺において光・水のショー等のナイトコンテンツを提供します。

次の211ページをお願いいたします。

下の段、9款5項3目街路事業費29億5,461万円のうち、所管分は8億6,130万円で、折尾地区の街路事業などに要する経費です。

213ページをお願いいたします。

一番下の段、9款5項7目再開発事業費は1億1,643万円で、小倉北区京町三丁目14番地区における次世代仕様のオフィスビルの建設を行う者に対する整備費の一部補助などに要する経費です。

224ページをお願いいたします。

上の段、11款2項1目建築総務費は4億4,984万円で、建築行政の管理運営に要する経費です。

そのうち、一番右の説明欄の丸項目、上から4番目の住むなら北九州定住・移住推進経費では、市外から移住する若者、子育て世帯等に対し、一定の要件を満たす町なかの住宅を取得または賃借する費用の一部を補助します。

その3つ下の丸項目、空き家対策事業経費では、空き家の増加を抑制するため、空き家の除却やリノベーションに要する費用の一部を補助するとともに、空家等対策特別措置法の改正に

伴う空家等対策計画の改定などを実施します。

下の段、11款2項2目住宅管理費は33億4,238万円で、市営住宅の維持管理等に要する経費です。

226ページをお願いいたします。

上の段、11款3項1目公営住宅建設費は17億828万円で、老朽化した市営住宅の計画的な集約建て替えなどに要する経費です。

下の段、11款3項2目既設住宅改善費は15億3,863万円で、市営住宅の外壁等の長寿命化などに要する経費です。

以上、御説明した歳出を含め、建築都市局所管の歳出予算の総額は127億6,623万円です。

令和6年度の一般会計予算の説明は以上です。

次に、建築都市局所管の5つの特別会計について、令和6年度特別会計予算に関する説明書により、議案順に御説明いたします。

最初に、議案第6号、令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算についてのうち建築都市局所管分について御説明いたします。

まず、歳入予算です。

45ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計41億9,850万円のうち、所管分は34億3,500万円で、折尾土地区画整理事業に係る国庫補助金や一般会計からの繰入金、市債などです。

続いて、歳出です。

51ページをお願いいたします。

下の段、1款1項2目区画整理事業費33億1,938万円のうち、所管分は26億9,653万円で、折尾土地区画整理事業に係る移転補償や宅地整備などに要する経費です。

次に、議案第7号、令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について御説明いたします。

この会計は、換地処分を終えた市施行の土地区画整理事業の清算事務を行うために設置しているものです。

55ページをお願いいたします。

御覧いただいている55ページの一番下の歳入合計と次の56ページの一番下の歳出合計はいずれも30万円で、徳力土地区画整理事業の清算事務に係るものです。

次に、議案第10号、令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について御説明いたします。

この会計は、地域改善向け住宅新築資金等の貸付事務を行うために設置しているものです。平成8年度末で新規の貸付けを廃止しておりますので、現在は既存の貸付金の償還事務のみを

行っております。

87ページをお願いいたします。

御覧いただいている87ページの一番下の歳入合計と次の88ページの一番下の歳出合計はいずれも90万円となっております。

次に、議案第11号、令和6年度北九州市土地取得特別会計予算についてのうち建築都市局所管分について御説明いたします。

この会計は、土地の先行取得を行うために設置しているものです。

まず、歳入です。

93ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計55億4,100万円のうち、所管分は2億5,770万円で、折尾地区の街路事業における土地の先行取得の財源に充てられる市債などです。

続いて、歳出予算です。

97ページをお願いいたします。

上の表の一番上の段、1款1項1目都市計画街路事業費21億5,294万円のうち、所管分は2億5,320万円で、折尾地区の街路事業における土地の先行取得に要する経費です。

次に、議案第12号、令和6年度北九州市駐車場特別会計予算について御説明いたします。

この会計は、市内4か所の市営駐車場の維持管理などを行うために設置しているものです。

まず、歳入予算です。

99ページをお願いいたします。

一番下、歳入の合計は5億1,000万円で、市営駐車場の使用料収入や前年度からの繰越金などです。

続いて、歳出予算です。

102ページをお願いいたします。

上の表、1款1項1目駐車場管理費は3億950万円で、市営駐車場の維持管理に要する経費です。

下の表、1款2項1目繰出金は2億円で、一般会計への繰出金です。

令和6年度の特別会計予算の説明は以上です。

なお、タブレット端末の分科会のフォルダー内に、御説明した予算書等のデータと併せて、令和6年度予算における予算事務事業の棚卸し反映結果のデータを格納しております。

最後に、建築都市局所管の条例議案2議案について、令和6年2月北九州市議会定例会議案により、議案順に御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

まず、議案第32号、北九州市手数料条例の一部改正についてのうち建築都市局所管分につい

て御説明いたします。

これは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の題名の改正に伴い、関連する北九州市手数料条例において引用する同法、同規則の題名を改めるものです。施行期日は、令和6年4月1日としています。

147ページをお願いいたします。

議案第45号、北九州市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

これは、市営住宅に単身入居できる者の中に犯罪被害者等を追加するとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律などの制定に伴い、規定を整備するものです。施行期日は、令和6年4月1日及び公布の日としています。

以上で建築都市局所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

**○主査（森本由美君）** 交通局長。

**○交通局長** 交通局でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、日頃から交通事業に対し御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年度、今年度でございますが、議員の皆様のご意見を踏まえて、御提案を基に、経営状況の市民周知、SNSでの情報発信などに努めたところでございます。2月の常任委員会の際に、職員表彰の御提案をいただきました。局内で優れた業績を上げた職員の表彰を実施したところでございます。職員の士気も上がり、これからも局を挙げて経営改善に取り組むという機運の高まりを感じています。ありがとうございます。令和6年度も、本日の審査での御意見を踏まえまして、局全体で頑張っていきたいと思います。

それでは、予算案の内容につきまして局次長から説明させていただきます。

**○主査（森本由美君）** 交通局次長。

**○交通局次長** それでは、議案第24号、令和6年度北九州市交通事業会計予算につきまして、お手元のタブレット端末の資料に沿って御説明いたします。なお、金額につきましては万円単位とさせていただきます。

令和6年度北九州市予算のタブレット125ページをお願いいたします。

初めに、第2条、業務の予定量でございます。

(1)乗合車は、車両数84台、年間走行キロ292万2,000キロ、年間総輸送人員420万人を見込んでおります。

(2)貸切り車は、車両数22台、年間走行キロ32万キロ、年間総輸送人員40万4,000人を見込んでおります。

(3)主要な建設改良事業は、旅客自動車購入事業として4,620万円、旅客自動車整備事業とし

て1,522万円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出でございます。運賃収入などの収益と職員給与費などの費用の予定額を定めたもので、収入第1款自動車運送事業収益20億5,863万円に対しまして、支出第1款自動車運送事業費は20億6,375万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、建設改良費などの資本的支出と、その財源となる企業債などの資本的収入の予定額を定めたものでございます。

収入です。第1款自動車運送事業資本的収入8,067万円に対しまして、次のページでございますが、支出第1款自動車運送事業資本的支出は1億4,308万円で、差引き不足する額6,241万円は、前ページの第4条本文括弧書きにございますように、現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金等で補填をいたします。

なお、収入及び支出の具体的内容につきましては、後ほど特別会計予算に関する説明書で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

第5条、企業債です。第4条の資本的収入に計上しております企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるもので、限度額は旅客自動車等整備事業7,770万円でございます。

第6条、一時借入金は、一時的な資金不足に備えまして一時借入れを行う場合の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合におきまして、営業費用と営業外費用の間の流用ができる旨定めるものでございます。

第8条、他会計からの補助金です。一般会計から受け入れる繰入金で、3億5,249万円を予定しております。

第9条、たな卸資産購入限度額は、軽油や修繕部品等を経済的かつ計画的に購入するために、たな卸資産として購入する場合の限度額を3億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、予算の具体的な内容につきまして、令和6年度特別会計予算に関する説明書によりまして御説明いたします。

タブレットの251ページでございます。

令和6年度北九州市交通事業会計予算実施計画の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款自動車運送事業収益20億5,863万円のうち、第1項営業収益の主なものとしまして、1目運送収益10億6,203万円は、バス事業の根幹をなす乗合及び貸切りバスの運賃収入でございます。

2目運送雑収益4億8,452万円は、車内広告やラッピングバス等の広告収入、スクールバスや芦屋タウンバスの受託収入などでございます。

第2項営業外収益の主なものとしまして、1目他会計補助金3億5,249万円は、共済追加費用補助金や施設整備費等補助金、交通事業会計経営支援補助金など、一般会計からの繰入金でございませう。

次のページをお願いいたします。

支出でございませう。

第1款自動車運送事業費20億6,375万円のうち、第1項営業費用の主なものとしまして、1目運転費11億8,125万円は、運転者の給与費、バスの燃料費などの経費でございませう。

2目車両修繕費1億7,029万円は、整備士の給与費、バス車両の修繕費などの経費でございませう。

4目減価償却費1億4,963万円は、庁舎やバス車両等の固定資産の減価償却費でございませう。

9目運輸管理費2億1,785万円は、運輸管理部門の職員の給与費、バス車両の保険料、ラッピングバスの製作費などの経費でございませう。

12目一般管理費1億8,535万円は、一般管理部門の職員の給与費、庁舎の清掃や機械警備の委託料などの経費でございませう。

第2項営業外費用9,682万円は、企業債の支払い利息や消費税及び地方消費税などの経費でございませう。

次のページでございませう。

資本的収入及び支出でございませう。

初めに、収入です。

第1款自動車運送事業資本的収入8,067万円のうち、第1項企業債7,770万円は、バス車両の改修等のために借り入れるものでございませう。

第3項県支出金165万円は、バス停の整備に係る県からの交付金でございませう。

次のページをお願いいたします。

支出でございませう。

第1款自動車運送事業資本的支出1億4,308万円のうち、第1項建設改良費の主なものとしまして、1目建物費2,452万円は、設備更新など、庁舎の整備等に要する経費でございませう。

3目車両費5,360万円は、中古バス車両の購入やバス車両の改修等に要する経費でございませう。

5目工具器具及び備品費1,428万円は、車載機器等の購入やバス停の整備等に要する経費でございませう。

第2項企業債償還金4,417万円は、企業債元金の償還に要する経費でございませう。

次のページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などを掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第24号、令和6年度北九州市交通事業会計予算に関する説明は以上です。

なお、令和6年度予算における予算事務事業の棚卸し反映結果につきましては、既にこれまで厳しい経営改善を進めてきたことから、交通局所管分はございません。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

**○主査（森本由美君）** これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** おはようございます。2点ほど質問させていただきます。

まず、建築都市局ですけれども、今回、市営住宅の維持管理事業は、統合による廃止とか経費の見直しで、入居対策事務とかいろんなものが結構削減されているように書かれているんですけれども、それで市営住宅がちゃんと維持できるのか、教えていただけたらと思います。

交通局には、バスの運転手の確保というのがこれから本当に大切になってくるかと思うんですけれども、前に、小倉駅から皿倉山までの無料シャトルバスがあったのが、今年の2月で廃止されているんですね。だから今、レンタカーがない観光客が皿倉山に行こうと思ったら、タクシーに乗るか、アウトレットからの無料のシャトルバスに乗るか、あと、八幡駅からの無料シャトルバスに乗るかだと思うんですけど、八幡にホテルがあまりないことを考えると、宿泊が大体小倉とか、福岡に泊まって新幹線で小倉に来てとかになって、北九州は夜景で売っているのに小倉から皿倉への交通ルートがないっていうのは、行きたくても行けない不便さがあり、私が観光地に行ってそんなだったら残念だなって。タクシーで行こうと思ったら結構な金額がかかると思いますし、そういう意味では、無料にするから廃線になるんだと思うんで、例えば八幡駅まで行くぐらいの250円ぐらいでノンストップで小倉駅から皿倉とか、小倉駅からレトロまで一本で行くような観光バスみたいなものは考えられないのか、見解をお伺いします。

**○主査（森本由美君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 市営住宅に関します維持管理事業、今回の棚卸しの対象になっております類似事業の統合による経費の見直しにつきまして御答弁させていただきます。

令和5年度予算で1億3,980万円、見直し額としてその分をゼロにしております。この事業は市営住宅の退去跡修繕に係ります事業でありまして、令和5年度は単年度だけの追加分として会計上区分して計上しております。本体の部分としてはまた別にございまして、令和6年度は元の形に戻しまして、本体であります市営住宅維持管理事務に集約化しております。したがって、退去跡修繕につきましては、これまでの傾向などを踏まえまして、令和4年度決算をベースに予算を確保しているところでございます。

維持管理につきましては、全体的な収支の中でできる限り予算を確保しまして、特に募集に関しましては、市民ニーズを踏まえて、退去跡の修繕や入居者募集に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 小倉から皿倉までのシャトルバスができないかという御質問に対して御回答させていただきます。

まず、小倉から皿倉はどのぐらいの需要があったのか、我々も把握はしていないんですけれども、やはり我々が走らせる上では、採算が取れるのかとか、あと、車両が確保できるのかとか、様々なことを考えながらバスを走らせる必要があると思っております。今回委員から御提案のございました小倉から皿倉につきましては我々も全く把握していないところでございますので、そこについては調査をさせていただいて、どういう採算が取れるのかとかそういったところについては調査研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 市営住宅に関してですが、高齢者の方が多く住まれている市営住宅が、私も回っていて、結構多いなと思います。例えば大体昭和50年とかにできた市営住宅が一番多いんですかね。ときわ台団地は500世帯ぐらいあって、その頃は子供もいて、市営住宅の中に保育園があって、今はもう閉まったままになっていて。そういう空いた市営住宅に付随する施設っていうんですかね、集会所は使っていると思うんですけれども、昔は子供がいてニーズがあって保育園だったけど、今高齢者がいたら、あの地域の方たちはデイサービスにしてくださいという声もあります。そういう活用とか貸出しとかを考えているのか、市営住宅で今空いているところってどのぐらいあるのか、把握していたら教えてください。

**○主査（森本由美君）** 住宅保全・活用担当課長。

**○住宅保全・活用担当課長** 先ほど委員からお話がありましたときわ台団地ですけども、あそこは今、住宅管理課の事績とかいろいろな書類の倉庫として使わせていただいております。その他にも、昔の賃貸店舗ですとか、中には保育所といった他局の施設等がございますけども、他局が所管しているところについては、他局で例えば使用目的がほかにあるというのであれば所管替えして使っていただく形でやっているところもございます。

今、住宅管理課で、空いている店舗ですとかをこれからどうするかというのにつきましては、ほかの部局にもお話し差し上げて、公共目的で使われるのであれば、打診していただければその方向で協議を進める、もしなければ、公募等も踏まえた上で募集をかけるとか、今考えている最中でございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 集合市営住宅も、一つの集合住宅で、ある程度の人がいらっしゃるん

で、特に高齢者が多かったらデイサービスとか病院が近くにあると便利だとか、買物する移動販売とかの代わりにちょっとした何かがあればいいのかなとも思いますし、赤坂の市営団地にしても周りに買物するところがなくて、坂を登ったり下りたりしてバスに乗らないと買物に行けないとか、一つ一つ市営団地を棚卸しじゃないですけど、市営団地の在り方、ニーズ、団地によって特性があると思いますので、しっかり見極めていただいて、空いているところがあればしっかりと活用できるようにアナウンスしていただきたいなというふうに要望いたします。

皿倉も、確かにニーズがないから多分廃線になったとは私も分かっているんですけど、そこを有料にして、また、もうちょっと何かアピールしていけば、特に学生とかが皿倉山へ行きたいなと思ったら車を持っていないですし、北九州市民の学生でも気軽に行けるような場所になっていたらなという思いもありますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。以上です。

**○主査（森本由美君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 今の富士川委員と重なると思うんですけど、市営住宅の維持管理事業として1億3,980万円を減額ということで、今御説明があったように退去修繕費等を令和4年度ベースで、戸数はどのぐらいに減少して、要望に応じてということですが、どのぐらいのベースで考えているのかということ。ほかは、維持管理費で雑草とか、あと、樹木でも伸び切ったところで、市営住宅で、切ってくれとか、いろんな対応をしていただけているんですけど、そういうところは維持されるのかということが2点目でありまして、教えていただきたいと思えます。

あと、市営住宅の住宅用の有効活用事業として、逆に増額になっている、3,664万円はどういう活用を考えているのか。あと、具体的に言うと、高坊とか霧ヶ丘のところで結構残地が残ってしまっていて、非常にもったいないなと思っています。例えば建築都市局から所管を建設局に移管して、子供のための使えるような公園にさせていただくとか、そういったお考えがないのかというのを教えていただければと思います。以上です。

**○主査（森本由美君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 先ほどお話がありました1億3,980万円の棚卸しに関する市営住宅維持管理事業、行政経費につきまして御答弁させていただきます。

こちらの事業は、市営住宅の退去者の退去跡修繕に係る事業でございます。令和6年度ですけれども、現在、募集団地の修繕の箇所をより具体的に決めていくんですが、できる限り傷みのない住戸から優先的に募集をかけていきたいと考えております。

令和4年度ですけれども、実際としましては912戸募集を出しております。昨年度は924戸になっております。ただ、現在の物価の上昇等もございますので、募集に関しましてはそれを下回るような形になろうかと思います。具体的に何戸というところまで精査はできていないところですが、見込みとしましては800戸程度を予定しております。以上でございます。

○主査（森本由美君）住宅保全・活用担当課長。

○住宅保全・活用担当課長 市営住宅の草刈り等の予算に関して言いますと、例年並みの予算として計上させていただいております。ほかの投資的経費については、事業の進捗とか計画の対応件数ですとかの増減がありますので、増えたところもあれば減っているところもあるんですけども、委員が言われました草、木の関係については例年どおりでさせていただこうと考えております。以上でございます。

委員が言われたのは市営住宅用地の有効活用事業の点でよろしかったでしょうか。それにつきましては、有効活用は他の事業と統合いたしまして、予算は、統合後の合計額でいえば令和5年度よりも減額になっております。例年は、用地が売却された際に必要となる経費というものをあらかじめ見込んでいたんですけども、それについてまだ売れるか売れないか分からない状態での計上という形もございましたので、令和6年度予算はその辺を減額して計上した形になっております。以上でございます。

○主査（森本由美君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）あと、例えば霧ヶ丘や高坊の残地の活用なんかは考えていなかったでしょうか。

○主査（森本由美君）住宅整備課長。

○住宅整備課長 市営住宅の残地の関係で御答弁させていただきます。

市営住宅は今、集約建て替えということで、公共施設マネジメント実行計画の中で進めているところですが、その中で集約によりまして出てきました用地に関しましては、まちづくりの観点を踏まえながら売却等を図っていくということになっております。売却に当たっては、まず公共の利用調整をかけさせていただきまして、それで他局の利用がないという話になれば売却という手順を踏ませていただく形になってございますので、建設局で公園の利用があるというお話であれば利用調整のときに申し出ていただきたいと思います。以上でございます。

○主査（森本由美君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。

退去修繕費がこれだけ1億3,000万円、850ぐらいまで維持するというので、募集が少なくなるのを懸念していますが、ニーズに合わせて、各地域、また各議員からもあると思うので、募集に関しては頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

あと、雑草とか木のせん定とか、市営住宅の方から、どうしても3メートルとか高いところは切れなくて、要望があると思いますので、それは減額にならないということで安心しました。ありがとうございます。

あと、残地については、いろいろ今後の展開を見据えて、また、地元の声をよく聞いていた

だいて、例えば子ども・子育ての真ん中公園とか、他の事業ではありますけれども、地元から子供のために使いたいということであれば計画的に考えていただきたい。また、建て替えとかのところで、住宅管理課として取っておかないといけないということは考えていただいて、また計画的に進めていただければと思います。以上です。

**○主査（森本由美君）** 公明党、ほかにありませんか。よろしいですか。では、他の会派、質疑は。浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 私から1点だけお聞きします。建築都市局にお伺いしたいと思います。

新たな事業として、持続可能な公共交通の創造事業というのが今回上がっています。持続可能な公共交通を実現するため、デジタル技術やユニバーサルタクシーの導入を支援することで、働きやすい環境、そして利用しやすい環境を構築する事業となっていますけれども、具体的にはどのような事業内容なのか、少しお聞きをしたいと思います。お願いします。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 持続可能な公共交通創造事業について御説明いたします。

今年度の新規の事業として1,200万円計上させていただいております。内容といたしましては、ユニバーサルデザインタクシーへの導入補助ということで、これまでおでかけ交通事業という事務事業の中で実施していたものを、600万円ございますが、この事業の中に移したのが1つでございます。

残りの2つ内容があるんですけど、こちらが新規の内容でございまして、1つがタクシーのDX化でございます。タクシー事業につきましては、非常にデジタル対応が遅れております。例えば今、ライドシェアとかの議論もありますが、タクシーの担い手不足というのが原因になっておりまして、ただ、全体の供給量は需要量に見合っているという状況があります。需要があるところにしっかり供給できていない、マッチングができていないということが課題だと認識しておりまして、それをやるために、具体的に言いますと、タブレットで配車アプリに対応できるようにするといったものでこの担い手不足というのを解決しないといけないと思っております。それが、利用される方にとっては利便性の向上にもつながりますし、働かれる方にとっては働きやすさの向上にもつながって、総じて担い手不足の解消に向かっていくということで、新しい事業として500万円計上させていただいております。

もう一つがMaaSの推進ということで、これはバス事業者、鉄道事業者も含む形になりますけれども、モビリティを、あらゆる交通サービスを一つのサービスと見立てて提供していくということで、今、九州経済連合会と九州地方知事会で九州MaaSという議論がなされておりまして、令和6年度からサービス開始を目指して議論がなされているところでございます。これに対応する取組を行う、その効果を検証するようなことを行う必要がございますので、その分の経費として100万円、合わせて1,200万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** ありがとうございます。

ユニバーサルタクシーの導入ということで、導入に向けての支援制度は令和2年度ぐらいから取り組んでこられたと思いますけども、国の制度、県の制度を活用して、県、国が60万円、そして本市が20万円、80万円の支援制度で導入に向けて取り組んできたわけでありまして、今の導入の台数を含めて、その辺の状況が分かれば教えてほしいなと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 本市が支援した台数でございますけれども、令和2年度は11台でございます。令和3年度は10台、令和4年度は24台、令和5年度は今のところ30台の申請をいただいております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 70～80台か。支援制度で70～80台導入をされているということなんで、これまでの議論を見てきますと、国がこのユニバーサルタクシーの導入基準というのか、全国でタクシーの台数の約25%をこのユニバーサルタクシーにしたいということで導入を今進めていますけども、本市のタクシーが約2,200台ぐらいですかね。それで25%とすると、500台近くが導入すれば国のこの基準になるのかなと思っていますし、特に高齢者、あと車椅子の方、障害者の方を含めて誰もが利用しやすいタクシーでありまして、障害者団体から我々も要望を受けていますので、なかなか導入が進まない理由というのがあると思うんですけど、コロナでタクシー業界は大変な思いをしてくれているのと、普通のセダンのタクシーから比べるとこのタクシーは100万円ぐらい高く、80万円支援をもらっても約20万円の手出しになってくるとか、車椅子を利用するのに中を乗せれるように準備をしなければいけないような状況で、ちょっとした面倒くささもあって運転手に敬遠されているというところを聞いてはいますが、しっかり誰もが利用しやすいタクシーでありますので、もし利用がなかなか進まない理由があれば、分かっていたら教えてほしいんですけど、いいですか。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 申し訳ございません、理由は委員が今御指摘いただいたとおりでございます。数字で申しますと、令和2年度から申請枠を増やして、議会の皆様に非常に御理解いただいて、60台分の予算を確保したんですけども、コロナの影響でやっぱり経営が傷んで、実績として11台しかいかなかったという痛い経験がございます。それから、一旦予算的にも減らしたんですけども、令和4年度、令和5年度につきましては30台規模の予算をいただいて、令和5年度につきましてはもうそれが今時点で既に申請されているという状況でございます。

すいません、先ほどの答弁は本市の補助金を活用した台数で申し上げましたので、全体の台

数で説明しますと、令和5年3月末時点の数字で申し上げますけれども、市内のタクシーの車両が2,478台ございます。今、市の補助をもらうもらわれないにかかわらず、UDタクシーの車両数が171台ございますので、導入比率としては6.9%でございます。委員御指摘のとおり、国のバリアフリー目標の25%にはまだ遠い状況でございますので、これからも引き続きこのような取組を進めてまいりたいと思っております。

あと、ドライバーが非常に実際の現地の対応で車椅子の乗り降りが厳しいとかという課題もございます。また、障害者の方からは、なかなかUDタクシーを使いづらい、時間もかかるという苦情も私どもへいただいております。そういった中で、やはり相互に理解、運転手もこんなに大変なんだ、障害者の方もこういうふうに移動に苦労されているんだという相互理解を図る場として、今年に入りまして、障害者団体の御協力、タクシー協会の御協力を得て、相互理解を図る場を設けさせていただいております。そのように総合的に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** ありがとうございます。いろんな課題もあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても高齢化社会、北九州市は特に高齢化率が上がってきますし、今からインバウンドを含めて外国からいろんな方が来られて、大きな荷物を持ってこられる方もおると思います。どうか、いろんな課題があると思うんですけども、補助率を少し上げるとか、そういった理解をお互いにするような場を設けていただいて、できるだけ国の基準に、25%近く、早めになるようお願いをして、終わります。ありがとうございます。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 私からは、建築都市局に数点お聞きしたいと思っております。

まず、本会議の一般質疑でも聞かせていただきましたけれども、空き家対策についてです。

令和6年度は1億7,200万円の予算を計上されておりますけれども、この空き家対策ですが、昨年12月に空き家対策を推進する法改正がありまして、この法改正に伴って、私は市内の老朽空き家が減っていくのではないかとことをすごく期待しているわけですが、そもそも市内にある特定空家と、管理不全空家というのがありますよね。特定空家になる前の段階の空き家ですが、この数がどれぐらいあると把握されているのか、まずお聞きしたいということと、市が取り組んできました空き家を生かす地域共生マッチング事業というのがありますが、このマッチング事業の中身と、これを市が取り組む意味を改めて教えていただきたいと思っております。

それとあと、狭あい道路の拡幅整備事業というのが今年度で終了するというところでありますけれども、この事業で対象となる道路は全てもう終わってしまったのかということもまずお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** まず、特定空家、管理不全空家の数についてお答えします。

特定空家につきましては、現在10件登録している状況です。管理不全空家につきましては、現在、基準を定めているところですので、これから基準に基づいて数が確定していくかと思っております。

続きまして、マッチング事業についてですけれども、まず内容につきましては、空き家を地域の方に活用してもらいたいということで、塾とかいろんなものがあると思うんですけど、そういった空き家の所有者の方が市に情報を登録していただくと。で、そういった地域の関係で活用したいという方、活用希望の方がまた登録してもらおうと。で、そちらの方々を結びつける、マッチングさせていくといったものです。こちらにつきましては、空き家の活用という意味合いで、市がやっていく意義があると思っております。

狭あい道路の関係ですけれども、狭い道路が全て解消したのかということ、そうではない状況です。以上です。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** まず、特定空家が10件ということでありまして、そんなもんなんかなと思いましたが、各区で何件ずつなのか、細かく教えていただけますでしょうか。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 特定空家の数、現在の状況ですね。区別ということなんですけれども、種類が4種類ほどありますので、その種類ごとに説明させていただきます。

まず、助言、指導をしているものが4件あります。門司区が1件、小倉北区が3件です。次に、勧告が5件あります。門司区が2件、八幡東区が1件、小倉北区が1件、戸畑区が1件です。次に、命令が八幡東区に1件ある状況です。

現在、特定空家が10件ということなんですけれども、これまで22件認定しまして、12件が解消された状況です。以上です。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 私が住んでいる小倉南区にも特定空家と思われるような空き家が随分あるんですけども、この特定空家というふうに指定をする手続とございますか、どういうふうにその手続を進めていくんですかね。どういう判断なんですか。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 特定空家の認定の仕方ですけれども、こちらにつきましては、まず建物の状況を見ます。で、点数をつけていくんですけども、建物の状態で危険性を調べます。その次に、建物の周辺に影響があるかどうか、あと、景観とか衛生とかそういった面で点数をつけていって認定しているような状況です。以上です。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 先ほど、管理不全空家については、これからどのような状況の空き家を認定するかということ協議していくということでしたけども、厳密にこの特定空家と管理不全空家というのをきちんと指定していただきたいなというのがあります。というのは、私も随分、台風のとときや豪雨のとときに、いろんなものが隣の家に飛んできたり、畑やビニールハウスに落ちてビニールハウスが傷んだりとかというようなことをよく相談を受けます。そういう意味では、僕は特定空家というように理解をしておりましたが、特定空家になっていない可能性があるなということ改めて確認させていただきましたので、これについては今後またいろいろと相談をさせていただきながらきちんと確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、マッチング事業なんですけども、そんなに成果が出ていないんじゃないのかなと。マッチングで、例えばこういう家を買いたい、こういうところを借りたいというような希望者が登録をします。逆に、持ち主である方が、こういう家を売りたい、こういうところを貸したいということなんですけど、登録をすることで、例えば借りたい人たちとか買いたいとかという、成立をした場合に仲介手数料が無料になるとか、そんな特典があるんでしょうか。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 御質問の特典については、ない状況です。以上です。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 特に特典はないということですよ。だから、何でこれをやっているのか、あまり私もよく分からないので、今後の実績をきちんと見ていきたいなと思っているんですけども、市でやる意味があるのか。空き家を減らしたいという啓発の一環としてそういうふうにやっているということであれば、それはそれで意味があるものなのかもしれませんが、ちょっとこの事業についてはどうなのかなと思っております。また今後、経過を見させていただきたいと思っております。

道路の狭あい整備事業ですけども、そもそもこの事業の対象となるような道路が全て終わったわけではないということでありましたけども、それでは今後この事業はどういう事業として引き継がれていくわけですかね。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 狭あい道路の事業につきましては、建て替えをする際にセットバックをしてもらって、その一部を道路拡幅するといったものでございます。この狭あい道路の本事業でやっていたときは、住宅の宅地の区間だけが拡幅されるような状況で、本来の目的である道路一本が拡幅されるといった状況ではないので、そういったところは今課題と思っております。そのあたりを研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（森本由美君）** 泉委員。

○委員（泉日出夫君） ぜひ実態に合わせた課題の研究というか、その状況に応じた、相談もそうですけども、対策を打っていただきたいと要望して、以上で終わります。

○主査（森本由美君） ここで副主査と交代いたします。

（主査と副主査が交代）

○副主査（木畑広宣君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 2点お伺いします。

1つ目は、事業仕分けの予算事務事業の棚卸しのところで、建築都市局(4)の視点4、実施水準及び対象範囲の妥当性というところで、北九州モノレール駅舎等緊急修繕業務が、実施時期を遅らせることで1,700万円削減ですかね。モノレール駅舎公共連絡通路等維持管理費も修繕工事の実施時期の精査、多分延期だと思うんですが、700万円となっております。これは遅らせて大丈夫なものなのか、その該当している修繕箇所についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、議案第45号、北九州市営住宅条例の一部を改正する条例ということで、これは市営住宅へ単身で入居することができる者の範囲を拡大するとなっているんですが、これは国の法律を受けてなんですか。具体的にもうちょっと詳しく、どういうふうになるのかということをお伺いしたいと思います。どういふ方が対象範囲になるのか。以上、お願いいたします。

○副主査（木畑広宣君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 棚卸しの中のモノレール関係予算について御説明いたします。

棚卸しの対象で挙げているモノレール関係の予算が2つございます。まず、駅舎等緊急修繕業務でございます。こちらは、駅舎の中で北九州高速鉄道が管理する部分、駅舎そのものは道路本体なので、建設局が管理する市の財産でございます。その内側にある内装とかそういったものに対して、市で少し緊急的な修繕の業務をお願いしている部分の予算でございます。これにつきましては1,700万円減額しております。もう一つが、公共連絡通路等維持管理費ということで、モノレールの駅舎の階段とかエスカレーターは公共連絡通路、横断歩道橋みたいなものでございます。こちらについては市から手当てをすべきものでございますので、モノレール会社に委託して維持管理してもらっていると、こちらが700万円減額しております。

この2つにつきましては、ほかの事業同様、管理水準の見直しとか適正な実施時期等を考慮して減額しているものでございます。委員御指摘のとおり、予算が減ると、その分懸念はあるんですけども、その分、日常的な維持管理をしっかりして、市民の御迷惑にならないようにしたいと思っています。

実はモノレール関係の予算はもう一つございまして、桁、分岐器、ホームの維持管理、これも市が持っている部分をモノレール会社に委託して維持管理をする部分なんですけれども、こちらはモノレールの運行に直接支障するものでございまして、減額はございません。以上でご

ざいます。

**○副主査（木畑広宣君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 議案第45号の北九州市営住宅条例の一部改正についてお答えいたします。

委員がおっしゃられた犯罪被害者などの市営住宅入居につきましては、市営住宅の入居者要件としましては、従来から、同居親族がいることというのが一つの条件になっております。したがって、単身入居するに当たりましては例外的な措置ということになるんですけども、国で、犯罪被害者などの公営住宅への入居についてという改正通知が令和5年3月24日付で出ておまして、その通知に基づきまして、犯罪被害者などの単身入居者も今回条例改正に伴いまして入居できるように整備するものでございます。

現在、犯罪被害者などの方につきましては、例えば単身で入居したいという方がいらっしゃったとしても、目的外使用許可という形で、本来入居では入居できないんですが、目的外入居という形で入居しております。そういった方につきましても、今後、居住の安定を図るために、本来入居ができるような形で規定を整備するものでございます。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。

モノレールについては、項目に緊急的な修繕ということなので、緊急性があると思ったんですけども、それというのも遅らせて大丈夫なんですか。修繕計画というのが遅れるということになるのではないのでしょうか。それを心配しておりますが、いかがでしょうか。

**○副主査（木畑広宣君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 年度途中に発生する緊急的な修繕を、毎年毎年の実績に基づいて予算措置しているものでございます。ですから、計画的に例えばエスカレーターを何年かに一遍取り替えましょうというのは、市の財産ですので、それは建設局でやります。建築都市局でモノレール会社に委託してやっているものは、その毎年毎年のメンテナンス費ってということなので、そこは日常点検と併せてしっかり、御利用される方への支障がないようにしていきたいと考えております。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 今課長のお話だと、どことはなくて、何か緊急的にどこかが壊れたときの予備費みたいな形なんではないでしょうか。具体的な想定はないということではよろしいのでしょうか。

**○副主査（木畑広宣君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 予算を見積もる上で具体的な想定はしておりますけれども、実際にそこがその年に壊れるというものでもございませんので、そこはしっかり日常的な点検と併せてやっていきたいというお話でございます。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 了解いたしました。

そうしましたら、もう一つの議案第45号なんですけど、私も単身の方から御相談があって、犯罪被害者ではないんですが、2月の募集を見たときには単身は60歳以上ということになっていました。これが変われば、そういうところを書いていただけるってことですよね。そのことを周知しないと、たまたま見たら、私も該当するってことになると思うんですけど、周知はどのようにされるのでしょうか。

**○副主査（木畑広宣君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 市営住宅の募集に関しましては、募集要項、募集の案内書を市営住宅相談コーナーで募集のたびに置いております。また、市政だよりにおいても、市営住宅の募集については、年6回の募集について御案内しているところがございます。委員がおっしゃられるこのような犯罪被害者の方につきましても、御相談があれば丁寧に相談に対応していきたいと思っております。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 了解いたしました。せっかくこういうふうに拡大されるので、ぜひその当該者の方に見ていただけるように努力をしていただきたいと思います。

それと、すいません、もう一点ありまして、前からずっと言い続けているんですけど、市営住宅に、訪問の介護車両ですかね、その止めるスペースがないということで、住民トラブルになっていたりとか駐禁で持っていかれたりとか、いろいろ問題があるんですけど、その辺は新年度で改善されたり、例えば駐車場ができるとか、そういう取組というのは何かあるのか、教えていただきたいんですけど。

**○副主査（木畑広宣君）** 住宅保全・活用担当課長。

**○住宅保全・活用担当課長** 委員から先ほどお話がありました件ですけども、今、保健福祉局からも御相談等を伺っております。市営住宅の駐車場につきましても、空いているところもあるんですけども、一応入居者のための駐車場という形で、入居者で介護車両のスペースとして契約させていただきますというのであれば、やっているところではございますけども、介護事業者に貸すという形になりますと目的外使用になりますので、介護事業者も数多くございますし、また、介護業界と別に宅配業界ですとかそういう方々からも、止めるスペースはないのかという御相談を受けております。あくまでも市がやることなので、公平性が担保されないと、一歩踏み出すってことはなかなか難しいところがございますので、保健福祉局と相談して、どういったことがやれるのかということは今話している最中でございます。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 業者の方も、100円パーキングみたいなのをつくっていただければそこに止めるということなので、例えば市の残地、そんなに大きくない残地などがあれば近くにそ

ういうものをつくっていただければというのも申し上げているんですが、そういったものは少しは改善されているのでしょうか。されていくのかどうか、すみません、最後をお願いいたします。

**○副主査（木畑広宣君）** 住宅保全・活用担当課長。

**○住宅保全・活用担当課長** コインパーキングの導入につきましても、要望等あれば、その業界に諮って、ここを募集したら手を挙げてくれるのかどうかというサウンディングみたいなこともやっております。最近につきましては、八幡西区の団地で新たにコインパーキング導入という形であるんですけども、業界も採算性とかそういうことも頭にありますので、私どもも今後は積極的に図っていきたいと考えております。以上でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。

市営住宅の高齢化って著しいと思いますので、そういう車両が来る頻度が高まっていると思うんですね。ぜひ保健福祉局と、市民の生活の質の維持ということでは必要なものだと思いますので、今そういう問題がいろんなところで深刻になっています。業者の方からも御相談もありますし、地域の方も困っているというお話を聞くので、管理人っているんですかね、そういう市営住宅の住民の声を聞き取って、ここのところは特にしなきゃいけないという住宅を絞って対策をしていただければ大変ありがたいと思います。以上、要望でございます。

**○副主査（木畑広宣君）** 主査と交代いたします。

（副主査と主査が交代）

**○主査（森本由美君）** ほかにございませんか。出口委員、どうぞ。

**○委員（出口成信君）** それでは、北九州市は、住宅や建築物の脱炭素化を推進していますけれども、住宅建築物の脱炭素にはどういう基準があるのか、断熱などの基準があれば教えてください。

それと、市営住宅のカビ対策ですけれども、住宅管理課は、個人の責任だと、換気の問題にして、だったら、カビの発生の多くが市営住宅の1階とか角部屋とかそういうところに多く集中しているんですけれども、どういうふうに思われているのか、なぜそこに発生しているのか、見解があれば伺います。

各区のふれあいむらの空き状況、空き室率、入居率を教えてください。

続いて、市営住宅の収入申告に関して、未申告のうち、ふれあい巡回員の訪問対象となった件数、家賃が上昇した件数、また、収入申告免除制度の申請の件数、免除制度の周知方法を教えてください。

次に、若者募集に関してなんですけど、市営住宅の住人の多くが単身高齢者で、草刈りもごみ置場の清掃もできない状態が深刻です。自治会活動の停滞が課題となって、多くの皆さんが

若者の入居を希望していますけれども、対策があれば教えてください。

市営住宅の共益費の問題なんですけれども、共益費が管理戸数で計算されているために、空き家があるとその分の負担が居住者にかかってくると、この問題をどのように考えておられるのか、教えてください。

それと最後に、市営住宅の簡易集積器設置ですね。ネット型のごみステーションで、今、希望があれば簡易集積器の設置をしてくれるんですけれども、これに住民の同意と併せて責任者を決めないといけないということで、責任を負わされるのは困るという高齢者、また高齢者の家族が、そんなのやめてくれと言われているんですけれども、どんな責任が発生したのか、なぜ責任者を決めないといけないのか、教えてください。以上です。

**○主査（森本由美君）住宅計画課長。**

**○住宅計画課長** まず、住宅の脱炭素化に関する基準についてお答えいたします。

住宅の脱炭素化の基準につきまして、市で独自に基準を設定しているということはないんですけれども、今の全体的な流れとしまして、2025年から確認申請等を、新築を建てる時に、等級4、断熱等級というんですけれども、住宅の断熱が一定基準あるような住宅を建てていくことが義務化されることになっております。それと、北九州市の地球温暖化対策実行計画におきましても、2030年度をめどに、これも断熱等級で5というんですけど、ZEH、ゼロ・エネルギー・ハウスというんですけども、そういったZEHの住宅を義務化していくという目標がございます。

それと、市の取組としましては、そういった省エネ住宅を普及していくということで、より気密性、断熱性の高い住宅の普及が必要ということで、推奨基準ということで、断熱性能とかをZEHの基準よりも上げた、北九州市の健康省エネ住宅というものの推奨のプランをつくりまして、住宅の脱炭素化の普及を進めているというところがございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）建築支援課長。**

**○建築支援課長** 建築物の脱炭素の基準ということで、先ほどの説明は住宅についてだったんですけれども、建築物についてはZEB基準というのがございます。これはネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略でありまして、快適な室内環境を実現しながら、年間で消費する建物のエネルギーをどれだけゼロにすることができるかということを目指した建物となっております。このZEB基準は4段階に分かれていまして、その中でどのような基準を求められるかということで取組を進めてございます。以上です。

**○主査（森本由美君）住宅保全・活用担当課長。**

**○住宅保全・活用担当課長** 市営住宅のカビの件についてお答えいたします。

委員が言われましたとおり、角部屋、特に北西側に向いているところについては、やはり温度差の影響でカビが生えやすいような状態というのはあります。ただ、カビの発生につきまし

ては、使われ方によって個人で差があるというところもございます。それにつきましては、私どもが相談を受けた際には現地に行って、本人とヒアリングしながら、それが施設の老朽化に起因して発生したものとかであれば対応するというところもございますけれども、特に人のいる部屋、それが冬場ですと結露しやすい状態になりますので、まめに換気していただいたりとか、結露した場合は拭いていただく等、個人個人やり方が変わるとお思いますので、その辺を聞きながら、私どももアドバイスしたりですとかの対応を図っているところでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 市営住宅におけますふれあいむらの話と、収入申告について、それと、若者入居に伴います自治会活動の支援につきまして、1つずつ御答弁させていただきます。

最初に、市内6か所あります高齢者向けの市営住宅でありますふれあいむらの平均入居率になりますが、令和5年4月1日時点で約90%であります。その時点の空き家戸数は32戸ございました。令和5年度につきましては、令和6年2月1日時点で空き住戸は36戸ございます。2月1日時点まで、退去が18世帯ございまして、募集につきましては24戸募集を出しているところでございます。募集から入居まではタイムラグがございますので、退去を上回る募集をかけておりますので、今後、空き住戸につきましては埋めていきたいと思っております。

続きまして、収入申告に関してです。市営住宅は、毎年、収入申告を入居者の方にしていただく必要があります。これは適正な家賃を算定するために必要なものでございます。令和5年3月31日時点で、未申告数は全体で453件ございました。令和5年度はまだ終わっておりませんので、数は把握はできておりません。

令和5年3月31日の時点でのふれあい巡回員の訪問対象件数は、そのうち13件が対象になっています。家賃の上昇になった件数は10件ございました。この10件につきましては、収入申告の支援とか指導に伴いまして、全員、収入申告を出していただいています。その結果、未申告はございません。

続きまして、収入申告免除の取組ですが、認知症患者などにつきましては、条例を昨年度改正しまして、収入申告義務の免除が、医師の診断書に基づきまして市が審査した結果、適当と認められる方につきましては申請免除を行っております。現時点までの申出の件数ですけれども、9世帯が申込みいただいております。引き続き今後とも、収入申告免除につきましては、対象者の方については御案内していきたいと思っております。

最後に、若者世帯の入居募集をして自治会活動の支援をできないかという話ですけれども、現在、市営住宅の高齢化率は令和5年4月時点で49.1%ということで、市内平均よりも高い状況でございます。そのため、自治会の役員の方々からは、若者の方に入居していただきたいという声を聞いております。今年度ですけれども、令和6年2月募集につきましては、議員の皆様

様から御要望いただいた新婚・子育て世帯向けの募集を新たに開始したところでございます。若者世帯、新婚世帯の募集につきまして、入居促進を図ることによりまして、自治会活動などを期待できる世帯になりますので、入居の際にはそういった御協力をいただくように、強制はできませんけれども、対象者につきましては必要に応じて御案内することを考えていきたいと思っています。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 住宅保全・活用担当課長。

**○住宅保全・活用担当課長** 共益費の関係とごみ置場の関係について御説明いたします。

共益費の関係につきましては、委員が言われたとおり、私どもも空き住戸の課題であると考えております。今やっていることにつきましては、ある程度空き家が発生しているところで、例えば照明とか、上の階で必要ないところであれば、照明の取り外しですとか、あとは草刈りでも、入居率が明らかに低いといったところについて幾らかの支援を働きかけているところでございます。ただ、これについては将来的な課題と認識しておりますので、今後こういったことができるかというのを考えてまいりたいと思っております。

それから、ごみ置場について、責任者の同意という話でしたが、まずごみ置場を設置するに当たっては、皆さん方がこの場所でこういうものを置いて邪魔にならないとかかそういうので、皆さん方がここでいいよというのが、どうしてもやっぱり私どもとしては後の苦情とかにつながりかねないので、皆様方の同意というものを求めざるを得ない状況になっております。責任者についてなんですけども、それに対して責任を取れという意味合いではなくて、それについていろいろと何か入居者の方と相談事とかがある際にどなたに連絡したらいいのかとか、そういうものもございまして、窓口みたいな形になってもらえないだろうかという意味合いで、責任者、代表者はどなたかという形で聞いているところでございます。

また、ネット型の集積容器ですが、使わないときはできるだけ畳んでくださいという形にしておりますので、責任者の方に、皆さん方に、後で畳んでくださいねとか、そういう役割を担ってもらえるような形にはなるかと思うんですけども、本当に重たい責任を背負わせるというつもりはございませんので、その辺は御理解ください。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今の問題ですけれども、重たい責任を持たせてはいないというのは分かるんですけど、責任者ということ、その書き方が物すごく抑制されるんですよ。同意する人はもうみんな同意しているんです。でも、責任者があるから申請できないと、申請抑制効果になっているので、ちょっと工夫をして、窓口でもいいし、何か考えていただきたいと思います。

それと、若者募集なんですけど、多くの自治体で近隣の大学生を受け入れる取組が広がっているんですよ。学生も2人に1人は奨学金だと、世の中へ出るとき300万円の借金を背負って出るという本当に大変な状況ですので、学生にもいいし、自治体にもいいし、住民にもいいし、

本当に三方よしの政策なので、ぜひ学生が市営住宅の空いている高層階に、健脚なので、入れていただけるような対策をしていただきたいと思います。

そして、ふれあいですね。収入申告の免除、前回聞いたときにはゼロ件で、今回9件というふうに申請が増えていると。先ほど、医者診断書と言われましたけれども、いや、それだけじゃないんですよ。これは介護職員の意見書があったら利用できるもので、もっと気軽にできますよと。もう退職して年金で暮らしているような高齢者が住まわれているわけですから、その人に毎年毎年収入申告を出せというほうが酷なんだと思いますので、その免除をどんどん増やして、ふれあい巡回員の方がこの収入申告の免除の手続もしてくれるって聞いていますが、そうですね。

**○主査（森本由美君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** すいません、先ほど答弁が漏れまして、収入申告免除の周知につきましてお答えしていなかったもので、それも併せてお答えさせていただきます。

収入申告免除は昨年の4月からスタートしております。周知は、この制度の開始に当たりまして、医師会や、あとケアマネジャーが所属しています居宅介護事業所、市内330ほどある団体にお話しさせていただきまして協力を求めたところでございます。また、3月末には、事業所の方々につきましては通知を送りまして、委員がおっしゃられたような医師の診断だけでなく、意見書につきましても、私たちが審査する上で、判定する上で資料になりますのでということで、御協力を求めたところでございます。そういった形でまず周知を行っております。

また、収入申告につきましては、例年7月末を締切りとしまして、6月の中旬以降、収入申告の提出書類の送付を全世帯、約2万5,000世帯に通知文を送っています。その文書の中でも、収入申告義務の免除につきましては全世帯に御案内をしております。また、ふれあい巡回員が、北九州市の場合は、65歳以上の単身高齢者を巡回しておりますので、そういった巡回の際には、該当する方を見つけましたら、この収入申告の話もそうですけれども、収入申告免除の話もお話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 収入申告の免除の申請が9件というのは非常に少ないと。高齢者がたくさんいて、認知症を発症して、申請書が来ても分からない、後回しにしたらどこに行ったか分からないという状況で、申告できていない人が多いので、ぜひ巡回員には皆さんのところを回って、認知症の疑いのある人がたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういうところにはぜひ出してくださいと、皆さんの手間も省けるわけですから、やっていただきたいと思います。

ふれあいむら、空き戸数が32から36に増えていると。本当に問題なんです。何度も言ってますけれども、ふれあいむらでも18世帯が退去になっているという状態で、亡くなられたりお子さんの元に引っ越されたりとかする方がいらっしゃるわけで、市営住宅同様に空きが必ず出

てきますから、早急に修繕をして全戸募集をかけていただきたいと要望をさせていただきます。

カビ対策は居住者の責任だということですが、物価高騰で灯油を使っている家庭がたくさんいるんですね。電気代が高いからエアコンが使えないんですね。そういう中で、中が加湿されていくというわけですが、この問題もやっぱり古い市住は断熱性能が低いんです。ですから、古い市営住宅は断熱改修をして断熱性能を上げて、低所得の方々が水光熱費を下げられるように対策を打っていただきたいと、これも要望です。

最後、環境都市なんですけど、北九州市リーディングプロジェクトで、脱炭素ということで進めてきたのがBONJONOですね。BONJONOで、居住者の方が今訴訟になっています。城野地区は高断熱、遮音をうたっていた低炭素先行モデル地区ですね。これでやっていたんですけども、なぜか寒いと。冬は寒い、夏は暑い、隣の声はよく聞こえる。それを施工会社に言ったんだけど、相手にされないと、問題ないですよと言われてた。自ら調査して調べると、設計図書に比べて断熱が半分ぐらい薄いことを見つけたんですね。それで、市にもそれを言ったわけですよ。そしたら、市は何と言ったかということ、今回御指摘になった断熱材の厚さで、認定建築主の代理者である設計会社が再計算を行い、その結果を基に認定基準の適合性について確認したと。断熱材の再計算に用いた断熱材の厚みは、この施工業者側の独自の計算によって、その結果を基に北九州市は低炭素住宅の認定を出しているわけですね。

伺いたいんですけども、設計図書から断熱材の厚みを変更するのであれば、第三者機関の日本ERIなどの再認定を受けないといけないのではないかと思いますけれど、いかがですか。

**○主査（森本由美君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 今の御指摘は、小倉北区城野団地2番地に建っております共同住宅の件だと思っております。この共同住宅につきましては、低炭素建築物の認定を取っております。委員御指摘のとおり、居住者から申出が出ております。市では、法に基づく状況調査ということで、建築主に対しまして状況報告を求めています。

このときに用いた数値でございますが、入居者が調査をした調査報告書についていた写真の数値を基に、建築主が委託した設計事務所が数字を読み取りまして、それを基に再計算をさせていただいております。市は、その提出された再計算の結果を基に、認定につきましては問題ない、基準に適合していることを確認しております。

昨年の8月、議会に陳情が出ております。そのときに、改めまして陳情者側、入居者側から、断熱材の厚みについて具体的な数値が出ております。その数値につきましては、一度再計算で用いた数字と少し異なっておりましたので、再度の状況調査を求めているところでございます。

その再計算に変更が必要ではないかということは今御質問を受けております。そもそも低炭素の認定につきましては計画時の認定でございまして、施工中の変更につきましては変更の手続をする必要がございます。

その変更に関しまして、日本E R I、認定機関の変更の技術審査のことだと思うんですが、そういうものを受けないといけないのではないかという御質問でございますが、技術審査に関しましては民間の確認申請と同時にすることが多いんですが、市でも認定に関する技術審査を行うこともできます。今回、認定後、完成した建物の再度の報告ということになっておりますので、市でその技術審査と同等の審査をもう一度行っているものであります。以上です。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 3月6日に、北九州市と東宝ホームと双方の弁護士合同による、A、B、C棟各1室ずつの現地確認立会が行われました。断熱材の厚み不足とか、断熱材が入っていない箇所、グラスウールの厚みの不足等々が北九州市でも確認をされたということです。確認された事実を基に、まさか前回同様に東宝ホーム側に再計算を求めていくようなことはないという事は確認したいんですけど。

○主査（森本由美君） 建築審査課長。

○建築審査課長 3月、市の立会の下、建築主と入居者で、断熱材の厚みについて双方が確認を行っております。この結果を踏まえて、建築主に改めて報告を求めているところです。提出後、市が精査を行います。以上です。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 断熱材の問題で、施工業者側が都合よく再計算して、北九州市が事実上これを確認すればよいというものではありません。認定審査機関の審査を経て計画変更申請が行われなければならないものだと考えます。今回の調査結果を踏まえて、本市は独立した立場で法定の手续に沿って審査が行われるという認識でよろしいですか。

○主査（森本由美君） 建築審査課長。

○建築審査課長 民間の第三者機関が直接必ずしも行う必要はまずございません。ただ、市は公正、明瞭に、中立の立場で精査を行っていく所存であります。以上です。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 公正にやっていただきたいと要望して、終わります。

○主査（森本由美君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、区域区分見直しに係る都市計画案について伺います。

令和5年9月に行いました都市計画原案の縦覧の後、令和5年10月に開催した公聴会での意見を踏まえて、都市計画案が建設建築委員会で報告されました。この都市計画案の縦覧及び意見書の受付場所ですけれども、都市計画課、それから各区役所のコミュニティ支援課、そして全ての各市民センターと考えてよろしいか。

それから2点目に、門司港地域複合公共施設整備事業でありますけれども、旧門司駅舎跡の遺構の切り出し費用を除く2,700万円が来年度に繰り越されることとなります。現在どのような

工事が行われているのか、また、行われていくのか、答弁をお願いいたします。

それと3つ目、本市の路線バス事業の将来について伺います。

路線バス事業は今最大の危機を迎えていると言ってもいいのではないのでしょうか。2024年問題を前にして、本来なら今以上に運転手が必要になるのに、運転手が足りていない。市民の足をどう守っていくのかという課題に早急に取り組む必要がありますが、都市交通政策課として長期的な方向性そして構想があるのか、御答弁をお願いいたします。以上です。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 市街化調整区域への区域区分見直しの都市計画原案の縦覧でございます。

縦覧の場所でございますけれども、今委員が言われましたとおり、都市計画課、各コミュニティ支援課、それから市内の市民センター約130か所で縦覧を行いたいと思っています。ただ、都市計画の縦覧図書は非常に多くございます。何百ページにもわたりますので、都市計画課と7区のコミュニティ支援課には縦覧図書を置きますけれども、約130か所の市民センターにつきましては、各区のそれぞれのエリアが今どうなっているのか確認できるように、地図、それから意見書の様子を置きたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** プロジェクト担当課長。

**○プロジェクト担当課長** 門司港地域複合公共施設で、繰越予算の2,700万円についての内容を御説明いたします。

まず、今年度、2,700万円で作成工事というところで上げておりましたが、設計が11月に終わって、その後に造成工事にかかる予定にしておりましたが、埋蔵文化財で遺構が発見されたということで、今、工事自体は何もかかっておりません。これが埋蔵文化財の取扱い、今後の進め方等ございますので、そういったものが整理できましたら今後発注する予定にしております。内容としましては、今、我々が建物を建てるどころの整地であったり、仮囲いで周りを囲ったりといった作業になってくるということでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 路線バスの将来像、2024年問題を踏まえて担い手の確保が迫る中で市民の足をどう確保していくのかということについてお答えいたします。

市内のバス事業者は、交通局と西鉄バス、2社ありますけれども、どちらもやはり運転手不足が厳しい状況です。本会議の答弁でも申し上げましたけれども、約1割が必要数に対して不足している状況でございます。この1割という数字は、実は全国の中ではあまり高くない数字ということは付言しておきますが、足りていないことは事実でございます。加えまして、運転手の年齢構成が高齢化していくので、この担い手不足というのは今後も進んでいくのではないかと予測しております。そういった中で、本市の市民の足をどう守るかというお話だと思っております。

1つは、そういった担い手不足の中で、北九州市内はどこから乗っても目的地までバスで行けるというのが、福岡県内、ほかの県に比べての特徴でございまして、それが維持できなくなると。それは担い手不足もそうですし、利用者が減ってきて赤字路線が増えて減っていくと、2通りのパターンがあると思いますけれども、いずれにしても、そういった路線が全て細くなっていったら、本当に必要なところでもバスの本数が確保できないという問題がございまして。

ですから、交通政策上の取組といたしましては、幹線とフィーダー化の切り分けです。幹線には必ず輸送力の確保というのが要りますので、そこはしっかり守ると。あと、フィーダー化して、枝線等に切り分けていきますと。枝線になると、それはもう宿命的に赤字化というか、採算が取りにくい路線になってまいりますので、それにつきましては市でバスの小型化補助ということで補助金を出すということをこれまでも行ってまいりました。

担い手不足が2024年になりましていよいよ目の前に迫ってきた現況でございまして、そういった中で、各バス事業者は本当に血のにじむ思いで担い手の確保に取り組んでこられました。私も建築都市局の立場としましても、それを事業者だけに任せてはおられないということで、直近でいいますと、西鉄バスが運転手確保の試乗会というのを開催しますので、それを産業経済局と協力して、市の持っている若者ワークプラザとかウーマンワークカフェとかでその広報協力を行ったりとか、新しい取組も始めております。

あと、今後は、先ほども答弁申し上げましたM a a Sという取組で、先ほどは物理的にバスの路線を再編していくというお話で、再編してしまうと今度は乗り継がないといけないという弊害が新たに発生してまいります。もともと一本で行けたところを乗り換えるという、利用者にとってはハードルが1つ増えるわけなんですけれども、そういったものに対しましては、M a a Sの取組であったり、実際にその利用環境、乗り継ぎ環境を整える取組を複合的に合わせて、利用者にとって使いやすい公共交通のまま残して、それが持続可能であるように取組を行っているところでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 区域区分の見直しから入ります。

全ての市民センターに置いていただくということでもありますけれども、対象地に地権者が必ずしもいるとは限りませんので、各市民センター等も含めて広く配置をしてほしいということ要望しておきます。

あわせて、公聴会での公述意見について、市民意見の概要と市の考え方ですけれども、開示の計画案の公表後に可能となるわけですけれども、これは同時にやっていただけるんでしょうか。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 公聴会での意見の開示でございます。今、情報開示請求が来ておりますけれ

ども、先週3月7日、建設建築委員会に計画案を公表させていただきましたので、再度請求があれば開示したいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 請求がなかったら開示せんのですか。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 以前請求があったのが委員会公表前でしたので、今の時期はできませんということでお答えしております。ですので、改めて開示請求があればお答えしたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 計画案公表後は可能となるよということは、可能となるちゅうだけの話ちゅうことですか。そうですか。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 委員おっしゃるとおりでございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** まちなか居住移転支援事業についてですけれども、これは区域区分見直しによる市街化調整区域への編入区域等から町なかへの移転、これを支援するとして1,650万円が計上されております。いわゆる国のメニューでありますけれども、様々な事情で、支援があるならば移転してもいいと考える方がいらっしやると思います。その支援内容について詳しく教えていただきたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** まちなか居住移転支援事業でございます。支援の内容でございますけれども、今委員が言われたとおり、コンパクトシティを目指す一環として、令和6年度から取り組む予定とさせていただいております。支援の内容といたしましては、大きく3つございます。まず1点目が、引っ越しなど住居の移転に関わる費用、それから2点目が、今住んでいるところ、移転元地の住宅の除却、跡地の整地に関わる費用、それから3点目が、移転先として住宅を建設する際に借り入れた資金の利子相当、これら3点の一部を補助する予定にしております。それで今1,650万円ということで予算案に計上させていただいているという状況でございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** ありがとうございます。何回も聞いてごめんなさい。

防災集団移転制度についてもありますけれども、これについての将来性について伺いたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 今委員が言われました防災集団移転事業でございます。これも国土交通省の制度でありまして、略称して防集といいますけども、基本的には目的が大きく違いまして、防集につきましては、災害、例えば大震災とか津波が来たとき、そういった被害に遭われた方々が高台に集団移転するときには行政が移転元地の用地買収、移転先の整地、住宅の建設、こういったものをやるものでございます。基本的には発災後だったんですけども、近年、法の改正を受けて、発災前でも適用できるようになっております。ただ、条件がありまして、やっぱり合意形成というところが非常に難しいと聞いております。集団移転ですので、いろいろ条件があります。5戸以上とか10戸以上とか、一定エリアの中で合意形成が図られるというところで、なかなかその適用が難しいということで、国にも以前聞いたんですけども、全国的に適用になった都市はまだないと聞いておりますので、まずは自由度の高いまちなか居住移転支援事業を令和6年度にやらせていただいて、状況を見ながら、最終的には防集も活用できるという状況になればまた検討していきたいなと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 発災前になったというのは非常に大きいと思うんですね。国の支援メニューでも、95%支援があるんですね。そうすると、やはり発災前に抑えることができるのであれば、これは汗をかいてでもやる必要があるのかなと思いますので、今回1,650万円の予算、たとえ3世帯分であっても、これを第一歩として次に展開していく必要があるんですね。そのためには、なるべく多くの方がこの制度を知る必要があると思うんですけども、その周知の方法についてどう考えていますか。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 周知でございます。予算議案が承認いただけましたら速やかに、ホームページは当然なんですけれども、対象エリアの方々には回覧板等を使ってチラシの配付はしたいと思っております。それから、区域区分の見直し、今、都市計画手続を進めさせていただいておりますけれども、対象の家屋が数十軒ありますので、我々が直接行って、この補助金の制度の説明をさせていただきたいと思っております。

それからあわせて、区域区分の見直し、当初、市からエリアの提案をさせていただいて説明会をする中で、様々な意見をいただきました。そういった中で、移転支援があれば賛同するのという意見もいただきましたので、当初、市から候補地として提案させていただいたエリアが広くありますけれども、そういった方々にもこの補助金ことができましたということは周知をしていきたいなと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** そこが大事ですから、しっかり周知をお願いします。

それから、門司港地域複合公共施設の整備事業ですけれども、整地とか仮囲いの場所はどこ

でしょうか。

**○主査（森本由美君）** プロジェクト担当課長。

**○プロジェクト担当課長** 場所につきましては、今回複合公共施設棟を建てる場所になります。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 施設棟ですよ。駐車場棟ではない。

**○主査（森本由美君）** プロジェクト担当課長。

**○プロジェクト担当課長** 委員おっしゃるとおりでございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 次に、路線バス事業の将来について、都市交通政策課から答弁がありましたけれども、大型二種免許の保有者が減少していますよね。福岡県の保有者は令和4年で2万7,360人しかいない。この10年間で23%も減少しています。保有者の年齢構成も、60歳以上が60%と、高齢化もおっしゃったとおり深刻であります。

こうした状況は、この職業そのものに魅力がなくなっていると言えるのではないのでしょうか。魅力ある職種にするための対策というものは何かお考えがありますか。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 昨年の11月から、福岡県と私ども北九州市も入りまして、学識経験者、交通事業者と、担い手確保に対して何ができるのかという意見交換をする場を持っております。その中でも、やはり誇りあるというキーワードになりますけれども、市民の足を支える貴い職業であると、それをPRすることが重要だと、それを事業者だけでやってはなかなか伝わらないと、そこに行政も積極的に関与してほしいという意見がございました。福岡県は、令和6年度予算で、担い手確保の予算を上程する予定と聞いておりますので、それと合わせて、市でもそういった協力をして、行政としてすべきことをしっかり考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 誇りある貴い職業だと思って、少なくとも私たちの年代、それから浜口委員の年代は、大型二種の免許を取りに行ったら毎日40~50人受験に来ったんですよ。今は、こっちからお願いせんと取ってもらえんという状況になっているんですよ。こういう若い人たちが興味なくなっていく現状というものが、交通対策そのものを疲弊させていく。このままじゃ公共交通はもうじり貧ですよ。どうしようもなくなってくる。そこで、やはり長期の対策、長期的な方向性を構想しておく必要があるんじゃないかなと私は思っています。

私は、免許を取らない最大の要因は、やはり労働時間の長さとおっしゃったとおり人の命を預かる職業でありながらそれに見合う賃金ではないということが挙げられるんだと思いま

す。本市には西鉄バス北九州と市営バスがあるわけですが、市内路線の大部分を占める西鉄バス北九州の賃金を上げる、このことが必要になってくると思います。その上で、官と民のすみ分けが必要になってくると思うんですね。この賃金を上げるということに対しての一つの対策、これは都市交通政策課の中ではどのように考えていらっしゃいますか。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 委員御指摘のとおり、まずはしっかりした経営をして、しっかりした利益を上げることだと思っております。その中で、私ども交通政策上必要なものが、先ほど申し上げました効率的な運行をすること、それは幹線と枝線との切り分け、枝線に関しては赤字が宿命づけられていると言っている言い過ぎかもしれませんが、黒収益化しにくい路線になりますので、そこについては公的な支援をしっかりと考えるということです。また、乗り継ぎが必要になる利便性の低下に関しては、利便性の低下が最小限になるような仕組みを考える、そういったことが地道ではありますけれども大事だと思っております。

事業者の経営改善の中では、市の専管事項ではございませんけれども、運輸局が運賃認可の中で中長期的な賃金の上昇というのを認めてくれるようになっております。それに基づきまして、西鉄グループは、将来の運転手の賃上げを見込んだ運賃認可ということで、2月から、運賃の値上げをさせていただいております。そういったことも、何ができるのかということを実業者と共に議論していきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 幸いにして、本市には公と民というバス事業者があるわけですね。このすみ分けです。私も極端な言い方をしますと、西鉄バス北九州には幹線だけ走っていただく、そしてフィーダー、もうからないところは市営バスが走る、こういう将来的な構想を持っておくと、本当にじり貧になります。市民の足は守れない、そういう事業になってしまいますので、長期的な構想をしっかりと議論していただいて将来に備えていただきたいと思いますので、これはもう要望して、終わります。

**○主査（森本由美君）** 12時近くなりました。ほかに質疑が残っている方、挙手をお願いいたします。

では、ここでしばらく休憩とします。再開は午後1時とします。

（休憩・再開）

**○主査（森本由美君）** 再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑はありますか。自民党、どなたから。渡辺委員、どうぞ。

**○委員（渡辺均君）** 建築都市局と交通局に1問ずつ質問させていただきますが、黒崎のまちづくりの件でお伺いいたします。

黒崎駅前にあるクロサキメイトの今後の対策についてですが、先日の建設局の審査において

浜口委員がメイトの下の歩道の件についてお伺いしましたけども、あそこの歩道は民間の用地であって、今、柵がついておりますが、建設局としては言われたいというような回答がありました。そしてまた、クロサキメイトにつながる陸橋は3本ありますけども、これらも使われずじまいで現在に至っておりますけども、今、まちづくりを含めて地域の住民が大きな問題といえますか、黒崎のまちづくりについては駅前が閉鎖になってもう4～5年になるんですけども、建築都市局として地権者と今までどのような話し合いをしてきた経過があるのかなのか、お伺いしたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** メイトについて御説明いたします。

まず、委員の御指摘がありましたメイトの封鎖に伴って周辺の通路が通行できないということ、私どもも市民の皆様が大変御不便をかけていると思っております。建設局の答弁にあったかと思っておりますけども、あそこに関しましては、北九州国道事務所、これは国土交通省の機関ですけども、そこが前面の道路を管理しております。現在、国道として、歩道がございませんので、何とか歩道が設置できるように私どもも要請しているところでございます。国土交通省としましては、黒崎バイパスが開通したことによって本線の交通量が減っているということもありまして、まず今、車道しかありませんので、車道の一部を歩道として開放できないかという研究をしておりますので、私どもも市民の利便性の向上が図られるように、引き続き粘り強く交渉したいと思っております。

それから、地権者とのこれからメイトをどうしていくかという折衝、交渉事ですけども、これまで市長、局長が本会議で答弁させていただきましたが、メイトビルの再生は、やはり黒崎のまちづくりを進める上で重要なテーマと考えております。ですけども、これは企業、個人様の財産でございますので、まずは建物の区分所有者と抵当権者で建物をどうしていくのかという議論をし、その上で土地所有者とも議論した上で、今後の財産活用について意見をまとめることが重要だと思っております。ですから、私どもから積極的に地権者の皆様にお声をかけるということはしておりませんが、やはり黒崎のまちづくりにとって重要なことですので、私たちとしましては注意深く見守っている状況でございます。今後、関係権利者の皆様の中で御意見がまとまりましたら、北九州市としても、黒崎の活性化につながりますよう、計画づくりなどで、できる限りの支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** 今の意見の中で、今年で5年目に入ったと認識していますが、今まで地権者は、クロサキメイトの建物、これが破産をして、今誰も所有者がいない状況と聞いております。それで、土地に関しては10数名の方たちが地権者ということになっておりますけども、この地権者の方たちも高齢者になって、大変固定資産税を払うのがきついということで、建築都

市局かどうか知りませんが、固定資産税の免税を相談してきたということも一度聞いておりますけども、要するに銀行主導の中でこの地権者の中の大部分を押さえているということもお聞きしております。今まさに幽霊ビルになっている、幽霊と言ったらおかしいんですけど、所有者のいない建物を今後どのように取り扱うかというのが大変重要なテーマになってくると思えますけども、誰も主導権を持ってできる人がいないような気がします。

そこで、行政としては、地権者の中に入って話し合いをしながら、リニューアルするのか、建物を壊して再生に向けて取り組むのか、そのような後押しをしてやらないと、今後これが、あつという間に5年過ぎているわけですから、今から話が出て3年、5年たつわけですから、今まさにちょうど黒崎まちづくりが大きなテーマになっているのであれば、重要ということで認識しているのであれば、行政としていろんなものを地権者と話し合いながら、そして民間の力もこれは必要と思います。聞くところによると、取り壊して40億円、更地にして40億円、地権者はプラス・マイナス・ゼロというような試算も出ているともお伺いしておりますけれども、またこれがリニューアルをして再生するのか、もしくは更地にして建て替えるのか、それはやっぱり地権者だけの力では到底無理なことだろうと思っております。

それで、やっぱりここはまちづくり、黒崎の住民が待ちに待って、この再生に向けて夢を膨らませているのであれば、早期に地権者に行政から後押しをしてやるというふうに私は考えておりますので、何かあれば答えていただきたいと思っております。今まで後押しをしてきたのか、そういうような提案をしてきたのかも含めて教えていただきたいと思っております。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** 委員お考えのこと、ごもっともだと思います。このクロサキメイトの問題、これまでかなり時間がかかっております。私どもとしても後押ししたい、何とかこの問題を解決したいという考えは重々持っています。ただし、やはりこれは個人、企業様の財産でありますので、権利者の方々に、土地活用をどうしていくのかということ、方向性だけでもまとめていただくということが大事なんじゃないかなと思っております。

私どもとしましては、メイトも十分重要だと思っておりますけども、黒崎のまちづくり全体として、黒崎は交通の利便性、特急も止まる駅があります。それから、スーパーや医療クリニック、こういった生活利便施設がございます。そういった中で、黒崎は非常に住みやすい町であると思っておりますし、さらにこれから成長できる町と思っております。2050年に向けたまちづくりビジョンでも示しております。また、今回新しくできます基本ビジョン、基本構想、新しいビジョンでもうたっておりますけども、こういった形で、黒崎を何とか住みよい町として後押しできるよう、そういった形で間接的に私どももお支えしたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** 取組はよく分かりましたけども、コムシティ、これは破綻して、再建に市が乗り込んで、八幡西区役所をここに入居させて再建したというような過程があります。このときの過程の一端でもいいですが、どのような形の取組を最初にやったのか、教えていただきたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** まず、クロサキメイトビルのこの話とコムシティの話の大きく違う点は、コムシティの件は市が地権者であったということでございます。これは権利者として、やはりいち早く再生しないといけないということで、イニシアチブを取ってまいりました。そういう形で、最終的には公共施設を入れるという形で、これは区民、市民のためになるということで、そういう方向で改修事業費も約46億円投入して再生に至ったわけでございます。これにつきましても、八幡西区の議員の皆様から力強い後押しもいただきましたし、これはやはり北九州市の総意だということで後押しいただきました。そういった形でコムシティは再生したもののというふうに御説明いたします。

**○主査（森本由美君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** ちょっと補足させていただきます。コムシティの件ですが、コムシティもメイト黒崎と同じように、持ち床会社として黒崎ターミナルビル株式会社というところが商業施設を持ってまして、そちらが破綻したと。その破綻した後、今回のメイト同様、何とかしなくてはいけないということで、地元からも市に対していろいろ要請があったんですが、そこは破産手続の中でされるものということで、市としてはそこに特段何か関与したということはありません。一旦民間事業者が破産手続の中で床を取得しまして、商業ビルとしての再生を目指しました。ただ、その事業者が商業ビルとしての再生を断念し、市に対して、この床を引き受けてくれないかという要請がありまして、そこから議員の皆様を含めて地元の方を含めていろいろ議論しまして、今のような形で最終的に落ち着いたという形でございますので、いづれにしても、まずは所有者の方から市に対して何らかの要請があったところ、今のところメイトについてはそういったことがなされていない。先ほど課長が申しましたとおり、そこは皆さんで意見を取りまとめていただいて何らかの方向性を示していただければ、市としてもできる限りの協力はしたいというところでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** コムシティの件は地権者ということでありましたけども、クロサキメイトも一部は北九州市が所有権を持っていたと認識しておりますが、これが今消えている、なくなっているということは、どういう過程でこの地権者を放棄したのか、教えていただきたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** クロサキメイトの権利として市が持っていたという御質問だったと思いますけども、北九州市が財産を持っているということはありません。クロサキメイトビルの財産として所有しておりませんが、1つ考えられるのは、敷地内に下水道が入っておりまして、下水道の敷地として北九州市が財産を持っているということになります。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** じゃあ、比率でいえば1、九州電力の変電所ですかね、それは敷地があるんですけども、その中の一端の九州電力の変電所というんですかね、地下にあると思っておりますが、あれと同じ分類の中で、その所有権ではなくて、その所有権1はじゃあどこに渡したんですか。敷地でしょうか。建造物ですか、構造物ですか、渡したのは。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** 委員の御質問はクロサキメイトの話ですね、あくまでも。

**○委員（渡辺均君）** そうです。

**○都市再生企画課長** 繰り返しの答弁になりますけども、クロサキメイトの土地それから建物、その財産として北九州市は所有しておりません。

先ほど九電の変電所のお話がありましたけれども、九電の送配電株式会社が建物の区分所有は持っています。変電所としての区分所有は持っています。それとは別に、敷地内に下水道の管が入っておりますので、その敷地は北九州市で持っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** そこはあまり追求してるんじゃないで、その持っているものがゼロになっているから、その1はどこかの所有権に移ったのだろうかということの質問だったんです。それは後で、そこはあまり大きい問題じゃないんですけども、やはりクロサキメイトは行政がプランを立てて地権者と話し合いながら解決をしていかなければ、大きい金融機関、そしてまた後に続く14~15人の1人ずつ地権者がおりますんで、もう高齢化も進んでおります。早めにプランを出して解決に向けてやってほしいというのが1つですが、随分大きい固定資産税がかかっているんですね。もう何も家賃も生まなくて、高齢になり、相続した方々もおりますが、その方たちにかかっているものですから、ここは区分所有権がありませんので、全体的な所有者の比率でやっておりますんで、早めに解決してやらないと、大きい固定資産税を永久に支払い続けなければならないと思っておりますんで、行政としては速やかにプランを、地権者と話し合っ、黒崎まちづくりに貢献していただきたいと思っております。

それから、交通局に御質問いたしますけれども、前回、池上局長、また福本局長、もう出るものがないぐらい努力をしておりますし、この今日のチラシですね、これからもバスを守りたい、きれいな女性が汗をたらたら流しているのが写っているチラシを、ピンチだと、こういう

ふうに出しておりますけれども、交通局としては、もう血も涙も汗も出ない、付け加えれば鼻血も出ないというぐらいの改善改善をやってきたことだろうという察しがつきます。随分とこれは議論してきたと思いますけども、今回は、さっき西田委員からちょっと聞いたんですけど、もうこのチラシも、汗が出なくなれば、ムンクの叫びか何かのやつを入れて、本当にピンチだ、もう駄目だというぐらいのチラシを作って、交通局が各局に訴えないといけないのではないかなと私は思っているんです。

それで、若松区民の方たちの足を絶対守らないといけないってことは重々に分かっておりますけども、やはり交通機関に乗るといことは目的があって乗るわけですから、門司港のレトロ、あれは市を挙げてレトロのまちづくりをして、あれをすればあれだけの観客が押し寄せるわけですから、それは交通機関も乗っていくでしょう。それで、今回の議会で西田議員が到津遊園地の移転も考えた質問をして、私は聞いたところで、若松にもそういうふうなインパクトのあるものをつくっていただいて、それを核にして、そしたら交通局も若松路線がこれに従って再生してくるのではないかなと思ったりするんです。

それともう一つは、前回の委員会でも話したように、西鉄を買収したらと、買ったらという話をさせていただきましたけども、山内委員から、交通局のスペシャリティー、よく理解している方にお話を聞くと、以前、交通局長が西鉄を買収で買うという提案をしたと山内委員からも聞いておりますが、そのときの試算では、公表できるような金額ではなかったと、莫大な金になったということで、これはもうやめたと、主導しないというようなことも聞いております。それで、やはり今から高齢化が進んでくるわけですから、この交通機関をなくすわけには、北九州市の交通局としては、してはならないこととございますけども、ここはひとつ頭を柔軟に持って、西鉄の路線、メインの路線はさておき、支線といいますか小さい枝線の交通網、西鉄路線を市が運営するような形でやっていく、今後5年、10年のうちに1つずつ路線を獲得して高齢者を助けるということは大変重要な課題だろうと私は思っておりますけども、やっぱりこの支線を、今この交通局のマイナス部分、これが2、3、支線を増やすことによって、4になると黒字になる。経営としてはそういうふうな形で経営しないと、今この危機的な状況の中で、ピンチ、ピンチで、もうこれはピンチを乗り越えているだろうと私は思っております。

さっきも言ったように、もう血も涙も汗も出ない状況だろうと認識しておりますので、どうか西鉄との協議、これは交通局だけではできませんので、福本局長、大変言いにくい話かも知れませんが、退職前ですから、各局にぶつけて、これをどうかせんとあなたたちに責任転嫁するよぐらいの勢いで迫って見たらどうでしょうかね。これは交通局だけで今まで収めてきているものですからこれだけの赤字が続くというふうに私は認識しております。どうか現状の改善をまた今後、提案を実現のものに向かってやっていただきたいなと思っております。これはもう要望ですから。何かあれば、局長、何か言っていただければ。

**○主査（森本由美君）** 交通局長。

**○交通局長** 御要望でもありますが、一言ということなので、実は冒頭に御挨拶をさせていただいたのが、実は今回私退職なのですが、思っていたのを挨拶とさせていただきました。要は、議員の皆さんからいろんな意見をいただいて、応援の支援をいただいていますので、それをベースに我々もこれからも聞きながら頑張ってまいりますということでございます。

今日午前中、山内委員、また今、渡辺委員から心強い言葉をいただきました。午前中の建築都市局の平野課長の答弁を聞いていて、実は安心した部分もございます。ぜひ皆さんから応援いただいて、これからも頑張っているようにみんなには伝えておりますし、今朝、今日の挨拶が私の思いです。建築都市局は本当によくやって、話を聞いてくれています。西鉄バスともしっかり話はしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

**○主査（森本由美君）** ほかに。井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 区域区分の見直しで1つ皆さん方に、今後こういうものはどう考えているのかということをお尋ねしたいんですけども、飛び地市街化調整区域があるんですよね。全部が市街化区域なのに、ある1区画だけが調整区域のまま残っているところがあるんですよ。そういうところを買われた方とかが、周り全部市街化区域なのに何でここは解除してもらえないのですかって前言ってこられたんですね。それで、一度調べていただいたんですけども、市役所にも実績が残っておりませんと、なぜここが調整区域で残っているのかが分かりませんということなんですね。

これはたくさんあると思うんですよ。実は私が知っているだけで3か所ぐらいそういうところがありました。今後も僅か何区画しかないところだけを調整区域として残すのか、それとも、もちろん持ち主の方が固定資産税も安いから調整区域のまま残してくれって言うんだったら、それはもう無理にとはなかなか言いにくいだろうとは思いますが、割と周りが全部住宅地になっているのにそこだけが調整区域で残っているというようなところ、これは今後どのように解決していこうとお考えなのかということをお尋ねしたいと思って質問しました。

**○主査（森本由美君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 今委員が言われました飛び地で何か所か調整区域が残っているところ、場所と経緯がよく分からないんですけども、周辺が宅地化してきたとかで、市街化になってきたというところで取り残された経緯もあるのかなと思いますけれども、市街化区域に編入する場合の条件っていろいろあります。基本的に5年に1回そういった基礎調査というのをやっています。市内のそういった住宅がどうなっているとか、いろんな調査をやります。そういった中で、市で、ここはもう市街化になっているよねと、市街化になっているというのは、幹線道路があつたり上下水道があつたり、そういったインフラ環境も整って、市街化並みの行政サービスも取られているよねというところであれば、税の負担の公平性も加味しながら、基本的に

は5年に1回の定期線引きの中で見直しをやっているという状況でございます。飛び地のところは、委員が認識されるところで3か所、それ以外にもあろうかと思えますけど、基本的には基礎調査はやっていますので、そういったところで飛び地になっていてもきちんと市街化になっていれば、市街化編入はやっていきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** では、そういったところを調べていただいて、もちろん税負担の公平性、ただ、ずっとそこにお住まいで、お住まいでっていうか、その地域だけが農地化していて、僅か3区画ぐらいだけど農地化してみたいなところがありますよね。そういうところは代々調整区域としての固定資産税を納めてきたわけでしょうし、農地として使っているからということで、逆に市街化区域にされたら困るところもあろうかと思えますんで、そこは丁寧にやっていただきたいと思うんですが、逆に、周りが全部市街化区域だからといって買われて、それで、実際本当は重要説明事項とかで説明しなきゃいけないんでしょうけれども、不動産屋も悪いと思うんですけどね。ただ、何で建てられないんですか、倉庫も建てたら駄目なんですかとか言ってこられるんですよ。で、規則で駄目なんですよと言ったら、どういう規則なんですかって言うから、私もそういうふうに説明はするんですけども、なかなか御納得いただけない部分もございますので、今日御答弁をいただいたから、今後そういうところをまた丁寧に見ていただいて、周りが全部宅地というところについてはぜひ市街化区域への編入も考えていただきたいということを要望させていただきます。

**○主査（森本由美君）** 以上でよろしいですか。西田委員、どうぞ。

**○委員（西田一君）** 私も空き家を中心にお伺いしようと思えます。これまでの議論と重なる部分もあろうかと思えますが、すいません、質問の組立て上、お許しいただければと思います。

議案にもあります北九州市空家等の適切な管理等に関する条例で、私からも管理不全空家の定義を改めて伺いたいです。

次に、議案に沿って、市営住宅建て替えにおける民間住宅等活用モデル経費、これの事業の説明を求めます。

それと、空き家に関しては、併せて空き家対策事業ですね。既にこれまでも御説明いただいておりますが、改めてお聞かせください。

それと、おでかけ交通に関してなんですが、事業者にとって、極端な話、赤字になるようなことが決してあってはいけないと思うんですが、事業者それぞれのおでかけ交通事業に関する収支をお聞かせいただきたいと思えます。

それと、旧小倉合同庁舎跡地活用の経費の事業説明もお願いいたします。

それと、交通局にお尋ねします。

今、渡辺委員からもメールを送る質問があったんですが、改めて令和6年度に向けての収支

の見通しと、それに対する御計画というか御努力を伺いたい。特に収支に関しては、一般会計からの繰入金に関してどのように捉えられているのかというのを併せて伺いたいです。以上です。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 管理不全空家の定義について御説明します。

管理不全空家についてですが、現在、特定空家といったものがあります。これは周囲に著しい影響を及ぼす空き家ということで、危険な空き家というふうにイメージを持っていただければよろしいかなと思います。管理不全空家というのは、放置すれば特定空家になるおそれのある空き家が管理不全空家といった定義になっております。参考までに、この基準については現在検討中でございます。以上です。

**○主査（森本由美君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** 市営住宅集約建て替え事業における民間住宅等の活用モデル事業について御説明させていただきます。

市営住宅につきましては、市営住宅マネジメント実行計画に基づきまして、今後将来的に管理戸数を大幅に削減していくこととなりますけれども、これに当たりまして、入居者の方のサービス水準を維持していく必要があるということで、民間の空き家等の活用も含めた取組が必要と考えております。市営住宅の集約建て替えにおきまして、建て替え住戸ですとか既存住戸に加えまして、新たに民間賃貸住宅と公的な賃貸住宅などを移転の受皿として積極的に活用する取組を、門司の永黒団地から試行的に行っていきたくと考えております。具体的には、円滑な移転が図られるよう、受皿となる民間住宅等に対する家賃及び家賃債務保証料等の一部を補助して、市営住宅並みのサービス水準を維持していくというものでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** おでかけ交通の収支状況について御説明いたします。

おでかけ交通の事務事業の中には3つのパターンがありまして、いわゆるおでかけ交通という、ジャンボタクシータイプで決まった路線を決まった時間に運行するタイプのものということでお答えしたいと思います。

現在、おでかけ交通としてジャンボタクシータイプのものを8地区運行しておりまして、決算の固まっている令和4年度につきましては7路線運行しておりました。その収支率は、市が補助をする前で、低いところで25%です。だから、例えば1,000万円経費がかかるとすると、250万円しか収入がないというのが25%でございます。低いところが25%で、高いところが41%でございます。それに市の助成を加えますと、低いところが75%、高いところが91%でございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** 旧小倉合同庁舎跡地のことについて御説明いたします。

まず、経緯ですけれども、今の新しい国の合同庁舎が移転した後、財務省が、元あった土地について、まず行政目的で利用しませんかということで、平成31年3月から取得要望の受付を開始いたしました。私どもとしましては、やはり小倉中心部の一等地であり、これまで勝山公園とか松本清張記念館で、市民の憩いの空間づくり、風格ある都市づくりをしてきましたので、ここはしっかり押さえた上でまちづくりをしたいということで、令和元年の6月議会で取得の意向を示させていただきました。

土地利用につきましては、大規模なイベント広場、それから、インバウンドの需要が回復しつつあるということで、観光バス等の駐車場として、市内外から多くの人を呼び込みまして新たな人の流れをつくるということで、今事業を進めております。

土地の取得としては、令和4年10月に建設建築委員会にも御報告させていただきましたけども、14億1,550万円で取得しまして、来年度の予算には、旧庁舎の解体費を計上しております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 交通事業の令和6年度の収支の見通し、あと努力、あと繰入金について御説明をさせていただきます。

まず、令和4年度決算につきましては、年度末累積資金剰余が3億6,000万円となっております。やはり新型コロナウイルス感染症の影響で乗合収入が減少したということに伴いまして、令和3年度から3億円程度減少しております。令和5年度予算につきましては、補助金を3億円頂いたこともございまして、累積資金剰余は大体3億5,000万円ぐらいと、横ばいでいこうと考えてございます。令和6年度につきましても、予算書に書いてあるとおり、累積資金剰余は横ばいでいくんじゃないかと思込んでいるところでございます。

次に、令和6年度、どのような取組を行うかでございますけれども、まずは増収対策として、やはり乗合バス利用者を拡大したいと考えております。あとは、筋肉質な経営体質への転換であるとか、あと利用者サービスの向上、こういったことにも引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、繰入金についてでございますけれども、全国で公営バス事業者は18事業者でございます。令和4年度決算の数字になってくるんですけども、本市の他会計からの繰入金は約1億円となっております。他の交通事業者、公営バス事業者、規模の大小はございますけれども、北九州市の他会計からの繰入金は他都市と比べて少ないという状況になっております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** すいません、空き家対策の事業について答弁漏れがありましたので、説明させていただきます。

今回、令和6年度に予算計上させてもらっている1億7,000万円です。この中身ですけども、これまでやってきました空き家の解体に係る補助9,000万円、同じく補助絡みですけども、リノベーションに係る改修費用の補助を上げております。新たなものとして、法改正に伴いまして空き家対策計画を今組んでいるんですけども、これの見直しに係る費用、そして、空き家の情報をまとめる更新費用、このほかに、新たに活用支援法人といったものができるようになりました。これに係る委託経費を計上させております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ありがとうございます。

まず、条例の部分ですね、管理不全空家。特定空家については定義というのが定まっているということですが、管理不全空家というのはその基準については検討中という御答弁だったんですが、間違いはないですかね。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 管理不全空家の定義としましては、特定空家になるおそれのある空き家ということで、イメージ的には、特定空家はもう崩壊しそうな状態といったものをイメージしていただければよろしいかなと。管理不全空家といったものは、今基準をつくっているところですけども、外壁の一部にちょっと穴が空いたりとか、瓦、屋根が変形し出したりとか、そういうものになると考えております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 今基準をつくっていらっしゃるというところですが、管理不全空家、要は私有財産に行政が介入する可能性のある条例でありますので、管理不全空家についてきちんと定義が定まっていないということになると、そもそも議案として賛成していいのかなという大きな疑問が生じると私は思っております。

次に、市営住宅建て替えにおける民間住宅等活用モデル経費、これはもう10年ぐらいになりますかね、たしか議会の勉強会だったと思うんですが、特に北九州市は公共施設マネジメントにおいて、公共施設の面積において市営住宅が相当な面積を持っているということで、当時私が、それこそ今崎部長がまだ住宅課長だったかな、そもそも公営住宅の収支がどうなんだと。公共施設なんで、収支のみにこだわっちゃいけないんですが、収支について尋ねたところ、当時今崎さんは、いや、造ればもうかりますから、造れば収入が入るからというようなことで、市営住宅については随時更新していくというような答弁をいただいたと思うんですが、そこから当時に比べたら、民間の賃貸住宅を活用してモデル事業を始めるということは、時間はたちましたが、ようやく一歩なのかなと思っております。

モデル事業がうまくいけば当然進めていくんだろうなと思いますが、その後どのようにお考えか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。まず、じゃあモデル事業はどんどんこれからさらに展開していくのかというのをお聞かせいただければなと思うんですけど。

○主査（森本由美君）住宅計画課長。

○住宅計画課長 今御質問のありました件ですけれども、まず永黒団地の集約に合わせてモデル事業ということでやってまいります。何分、市営住宅にお住まいの方はほとんどが、やはりまた市営住宅に移転されたいという御希望もありますので、そういったニーズも踏まえながら、こういった民間住宅の補助制度みたいな事業をPRしていきながら、ニーズを掘り起こしながら、モデルから一般化ということについても検討していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（森本由美君）西田委員。

○委員（西田一君）とはいえ、市営住宅に住みたいというニーズはおありでしょうから、これは市政変革から言われているからやっているわけじゃないですね。

○主査（森本由美君）住宅計画課長。

○住宅計画課長 違います。以上でございます。

○主査（森本由美君）西田委員。

○委員（西田一君）市政変革に言われているからどんどん進めなくちゃいけないってなると、またニーズとのギャップが相当出てくるだろうなと思います。賃貸マンションだって、全棟空いているマンションなんかあまりないわけで、空いている部分に当てはめていくというような形になるんでしょうけれども、そういった作業とか、あと維持管理とか、いろんな問題が出てくると思いますんで、実験的にやってみれば、都合がいいエリアについてはそういうふうに考えるのもいいでしょうけれども、やはり市政変革に軸足を置いてあまりやるとニーズとギャップが出てくるかなと思いますが、御見解はいかがですか。

○主査（森本由美君）住宅部長。

○住宅部長 市営住宅のマネジメントにつきましては、西田委員からお話がありましたとおり、当時平成26年、平成27年、自分は住宅整備課長をしております、市営住宅のマネジメント、公共施設のマネジメントの一環として検討を進め、平成28年4月に計画として取りまとめたものです。その中で、市営住宅の整備に関しましては、建設に当たりまして国費が半分入るという手厚いセーフティーネットの中核となる施設でございますので、最終的に耐用年数まで使うことで収支がとんとんになるというお話は申し上げた記憶がございます。

なお、今3万3,000戸ありまして、昭和45年から昭和50年にそのうち2万戸近くを、その半分之一気に建てているという背景がございますので、それを大量に耐用年数が到来するという時期を考えますと、その前に民間住宅を活用しながらセーフティーネットを確保していくという

検討を進めるということもマネジメントの中で位置づけているものでございます。

市政変革の中で、いろんな公共施設のマネジメントも一体的に進めていくと考えております。市営住宅に関しましては、まずはそのベースとなる平成28年につくった考え方をもちながらも、今後、今の大量の市営住宅をいかに市民の方が安全に暮らしていけるようにできるかという取組は、限られた予算の中ではありますけれども、市の中で一体的に進めていく方向とも調整を取りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** いつもながらのすばらしい答弁ありがとうございます。分かりました。

次、空き家対策事業経費についても、これはちょっと疑問に思ったのは、空き家対策事業の棚卸しの説明の中で、今後空き家は増加していく見込みなので、事業を効率的、効果的に行うために経費を見直すという立て付けで減額しているんですね。だから、限度額は減らすということなんですが、これに似た補助金で、区域区分の見直しによって市街化調整区域になるところから市街化区域に移る人への補助金を国の制度で新規事業で作りながら、こっちでは減額する。つまり、利用しようとしている市民に対してはマイナスのイメージを与えるという矛盾といいますか、これについてどういうふうにお考えなんですか。市政変革室に言われたから仕方なしにやっているのか、本当にこれで効率的、効果的な事業になるのかという御見解を伺いたいと思います。

**○主査（森本由美君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 空き家の補助の見直しについてお答えします。

委員が今言われた、空き家が増加していくのに上限額が減るのはおかしいのではないかと思います。空き家がどんどん今後増えていく見込みではあります。これに合わせて、補助も比例して増やしていければいいのですが、財源に限りがあると考えております。補助をより効率的にやっていきたいということで、まず除却の関係を説明させていただきますと、件数はこれまでと同様の300件を確保しつつ、令和4年度の実績が1棟当たり29万円で、これを参考に30万円といった補助額を設定させていただいております。これで、来年度この30万円でやった場合にどれだけの効果があるのか、件数はどうなのかといったところも見極めていきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 確かに財源の問題がありますが、減額することでどんな影響があるかなというのはすごく気になりますので、見極めをしていただいて、また情報をお寄せいただきたいと思います。

それと、おでかけ交通は先ほどの御説明だと、私が理解できていないんでしょうけれども、ジャンボタクシーは市の補助を入れても黒字ではないということですか。

○主査（森本由美君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○主査（森本由美君）西田委員。

○委員（西田一君）市の補助を入れても黒字じゃないのに、民間事業者は使命感でやっているということですか。

○主査（森本由美君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 おでかけ交通の事業は、市の助成金のみで自動的に赤字が埋まらないというところが実は肝でございます。一番収支のいいところでも91%で、9%の赤字を抱えているという状況でございます。これについてどう埋めるかということでございますけれども、具体的には、地元で協賛金を取って、運行している事業者にお渡しする。地元の企業とか行き先のスーパーとか病院とかから地元で協賛金を取ってきてそちらの事業者にお渡しするとか、あとは、便数がバスに比べて少ないので、行きはおでかけ交通で帰りはタクシー事業者のタクシーを使うとか、地域のお祭りでタクシーを5台呼ぶときにその会社を使うとか、そういったもので赤字の部分をカバーしているところでございます。

いずれにしても、地域に収支率が悪いことを自覚し、自分事のようにそこを埋める努力、一番いいのは乗っていただくことでございます。ただ、乗っていただいてもどうしても埋まらない部分が残っておりますので、そういったところは努力が働くような仕組みにしているというところでございます。以上でございます。

○主査（森本由美君）西田委員。

○委員（西田一君）税金の使い道として、百姓は生かさず殺さずといったところでしょうか。例えば人口が減少していったって、公共交通の利用者が次第に減っていったって、交通局はまさにそういう状況なんです。企業会計たる交通局がそういった厳しい状況にある中で、例えば私の地元でも西鉄なんか路線を廃止するわけなんです。路線を廃止して、市民の足がキープできないとなって、最後、公助の部分になるかと思うんですが、その公助が赤字前提で、企業努力というのは本当に限られていると思います。そんな中で、足りない分は努力してねということが、果たして高齢化、人口減少する周辺地域で行政として市民の足を確保するという本来の目的と合致しているのかというのは疑問を呈して、次に移りたいと思います。

合同庁舎の跡地活用については、これは行政目的ということなんです。仮に行政目的でない場合、当時、財務省はどのような売り方をしていたのか。まずは行政目的を優先して本市に提案、問合せがあったってことでいいんですかね。

○主査（森本由美君）都市再生企画課長。

○都市再生企画課長 委員のおっしゃるとおりで、財務省の売り方としては2段階ございます。まず、公共用利用に限定して自治体等に依頼をかけるというのが第1弾です。それでニー

ズがなければ一般競争入札で売却する民間利用という形になります。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 承知しました。

それでは、交通局に関して、繰入金、先ほど3億円ということだったんですが、例えば政令市のデータがあれば、ほかの政令市で一般会計から交通局に繰り出ししているところもあるんじゃないかと思うんです。政令市でやっているところを金額も含めて教えてもらえますか。

**○主査（森本由美君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 政令市では、本市以外で6事業者がバス事業を運営しております。まず、仙台市につきましては約46億円繰入れをしております。次に、川崎市が約25億円、横浜市が約63億円、名古屋市が90億円、京都市が約46億円、神戸市が約30億円となっております。ちなみに東京都については119億円の繰入金があっているという状況でございます。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** だから、規模もいろいろ、事情もいろいろでしょうが、少なくとも仙台市で46億円。仙台市の人口は恐らくそんなに変わらないんじゃないかなと思うんですけど、あと、人口が同程度で、もう一個どっか人口が同じようなところではありませんでしたか。

**○主査（森本由美君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 人口もそうなんですけれども、例えば乗合車両数、我々でいくと令和4年度でいくと83台でございます。他の事業者、政令市はやはり300台とか、名古屋市であれば1,000台とか持っております。車両数で我々交通局と似たような事業者というのは佐賀市がございまして、佐賀市においても2億5,000万円ぐらいの繰入金を他会計からいただいているという状況になります。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** そうすると、市民の足を守るということが大前提の交通局で、血のにじむような努力をして、それでも駄目だったら、繰入金は3億円ぐらいが適当だよぐらいの気持ちを持っていただかないと市民の足は守れないと思いますし、個人的には、たった3億円でよくやっているなど、改めて交通局の経営努力に僕は本当に感謝したいと思います。絶対なくてはならない交通局なんで、繰入金もやむなしという考えで私は個人的には臨んでいただきたいなと思いますんで、さっき渡辺委員からのリクエストもありましたが、僕からも福本局長に、局長最後ということで、職員が夢を持てるように、運転手たちが希望を持てるように、コメントを最後にいただきたいな。ひょっとしたら最後の答弁になるかもしれません。

**○主査（森本由美君）** 交通局長。

**○交通局長** いや、まだ市長質疑がありますので、まだ分かりませんが、ないにこしたこ

とはないんですが、それはそれとして、今回、先ほど渡辺委員からもおっしゃられました、ピンチですから助けてくださいというチラシを作りました。その中で、運転手出身の経営改善推進担当係長が、今回の経営の、どうしようということを作りました。で、チラシに合わせて物語を書いてくれました。その中で彼が言ったのは、100年の歴史があつて、100年の市民の思い出が詰まっている交通局をやはりここで潰すわけにもいかないし、これからもその物語を続けていこうと、局長、思っているんですが、いかがですかと言われて、そのとおりだからその物語を出そうということで、チラシにプラス物語をつけさせていただきました。それが職員の思いでもありますし私の思いでもありますので、引き続き御支援をよろしくお願ひしたいと思ひますが、これは実は先ほど西鉄バスのお話もございましたけども、私どもだけの話ではなくて市内全域の公共交通機関、それはモノレールもそうだと思いますし、筑豊電鉄もございませぬし、JRもなかなか厳しいと聞いております。運転手がないというのはどこも一緒ですから、それは市内の公共交通全域のお話ですので、建築都市局と今日一緒ですので、そこも含めて、西鉄バスも含めて頑張つてやっていきたいというのが交通局の思いですし、私の思いでございます。こんなんでよろしいでしょうか。以上でございます。ありがとうございます。

**○主査（森本由美君）** 渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** すいませぬ、先ほど福本局長に最後のエールを送つたところでしたが、あれだけ切り取ると非常に何か嫌みを含めたような捉え方をするんですが、その前に前文を忘れていたんです。私、山内委員からも教えていただいたんですが、西鉄バスは、メイン道路は、ドル箱は手を離さないでしょうけども、各地域、過疎化のところは今後閉鎖、廃止を余儀なくされる、運転手もないですし、そういう形になるだろうというふうに見えます。そういう中で、私は、山内委員もいいことを言つてくれたんですけども、各区の区役所の駐車場を拠点にして、その区役所を各区の7区の区役所から拠点にして、フィーダー、支線に向けてバスを走らせれば、先ほど今お話がありましたように、おでかけ交通、これにも補助がついているというふうなことをお聞きしましたんで、一石二鳥、巡回型で、市の中でお金が税金が回るといふようなことを考えれば、交通局が息を吹き返す大きな要諦になるんじゃないかなと思つて、そして最後、福本局長にエールを送つたらこれにつながつたと思ひますんで、どうぞ頑張つてください。以上、終わります。

**○主査（森本由美君）** 自民党、ほかに。よろしいですか。他の会派、質疑はありませんか。三原委員。

**○委員（三原朝利君）** そしたら、端的にお聞きいたします。

まず、要望からです。まちなか居住移転支援事業で、議会でも質問させていただきましたが、区域区分の見直しに関わる中では全国初の試みということですので、ぜひ改めて、議会でも申し上げたように、一件でも実現できるように頑張つていただきたいと思ひます。その中で、

同じ部局内だと思いますので、ありきたりかもしれませんが、いろんな空き家の情報交換であったり、民間のマンションの情報交換であったり、要はその出口までもしっかりと御紹介できるようなシステムを構築して、何とか一件でも頑張って実現していただきたいという思いであります。

1つ建築都市局に質問です。悲願の環状線実現に向けて、北九州高速道路建設事業、具体的には戸畑枝光線についてです。

たしか1月の終わりでしたかね、擁壁の変位による復旧計画と今後の見通しが出されたと思いますが、その後順調に進んでいますでしょうか、見解を教えてください。以上です。

**○主査（森本由美君）** 都市計画道路担当課長。

**○都市計画道路担当課長** 戸畑枝光線の進捗状況について御説明します。

戸畑枝光線は、建設局で行う街路事業と、福岡北九州高速道路公社で行う有料道路事業で行っております。昨年9月に、建設局で行う街路事業で、擁壁が変位しているということで発表がありまして、その後、有識者を入れました対策検討会議を行いました。その結果が先月2月に発表がありました。地盤の改良を行うとか、パイピングと申しまして、地質が漏れている対策を行うという対策工法が示されました。街路事業で、これからその対策を令和6年度にかけて行ってまいります。その後、福岡北九州高速道路公社におきまして整備を行い、現時点で令和6年度中に完成を目指すということで取組を行っております。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 三原委員。

**○委員（三原朝利君）** ありがとうございます。すいません、そうですね、建設局も関わる部分でありましたので、令和6年度で一応いわゆる1期工事が完成するというところで、これからどうなるか分かりませんが、2期も含めた最終のゴールは一応令和15年度という形になっておりますが、そのゴールに向けてスケジュールどおり動いていくという認識でよろしいでしょうか。

**○主査（森本由美君）** 都市計画道路担当課長。

**○都市計画道路担当課長** 現在のところ、令和15年度を目指して、建設局と共に事業を進めてまいります。以上でございます。

**○主査（森本由美君）** 三原委員。

**○委員（三原朝利君）** ぜひ悲願の環状線実現に向けてお願いしたいと思います。

すいません、1つだけ忘れていました。交通局、ありがとうございます。いろいろ本当、運転手の確保とか、それこそ燃料代の高騰の中でも学術研究都市の増便という形で今回していただけとお聞きいたしました。すごく声が多いところでもありましたし、確かにそこではある意味稼げる選択肢も増えたのかなと思います。ただ、その中で、ほかに減ってきたりするようなどころもあると思うんですが、そこらあたりの調整というのはいまいくという認識でよろ

しいでしょうか、教えてください。

○主査（森本由美君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 学術研究都市、ここを増便させていただこうと考えておりますのは、そこには大学、企業も進出が続いている、あとは、そこにお住まいの住民の方も多くいらっしゃるというところで、我々としては、そこで乗合バス利用者の拡大が見込めるのじゃないか、そこにチャレンジしたい、そういった思いで今回増便をさせていただくという形にしております。今後、今までも利用の少ないところにつきましては減便させていただいた経緯もございます。先ほども言いましたように、月2回乗ってくださいのチラシ、こういうのを皆様に周知をして、少しでも乗合バスに乗っていただいて、それで市営バスを我々だけではなくて皆さんで守っていただく、まずはそういう取組をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（森本由美君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。私自身も若松の住民として、少しでも利用させていただきたいと思います。以上で終わります。

○主査（森本由美君） ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

明日は午前10時から危機管理室及び消防局関係議案の審査を行います。

本日は以上で閉会します。

---

令和6年度予算特別委員会 第3分科会	主査	森本由美	㊟
	副主査	木畑広宣	㊟